

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年2月25日

総務委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

○渡辺ひであき委員長 おはようございます。定刻前でございますけれども全員おそろいですので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 まず初めに、私より記録署名員2名を御指名申し上げます。
伊藤委員。へんみ委員、よろしくお願いをいたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、議案の審査を議題といたします。

第1号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算（第10号）、第2号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第3号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計補正予算（第3号）、第4号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上4議案を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○政策経営部長 おはようございます。

補正予算案の概要をお開きください。

今回の補正予算でございますが、一般会計は10号補正で7億8,700万円余の増額、国民健康保険特別会計は3号補正で4,300万円余の減額、介護保険特別会計は3号補正で4,200万円余の減額、後期高齢者医療特別会計は2号補正で6億6,200万円余の増額となっております。

続きまして、歳入、2ページをお開きください。

主なものを御説明いたします。

1番特別区税25億円余の増額、12番特別区交付金34億円余の増額でございます。

5ページ以降は歳出となりまして、多くは契約差金また実績見込による減額となっております。

8ページをお開きください。

民生費、1番の私立保育園の運営費助成事業6億9,000万円余の増額となっております。こちらは保育士等の処遇改善、物価高騰に対応するための、私立認可保育所の運営費増額の計上でございます。

続いて、12ページをお開きください。

環境衛生費、1番予防接種事業で、带状疱疹ワクチンが当初の想定を上回る接種実績見込となったための増額でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

教育費でございます。義務教育施設建設資金積立基金積立金176億円余の増額でございます。こちらは、興本扇学園の改築工事経費といたしまして新たに基金へ積立てを行うものでございます。

20ページは国民健康保険特別会計補正予算案の概要、21ページは介護保険特別会計補正予算案の概要、22ページは後期高齢者医療特別会計補正予算案の概要となっております。

23ページは繰越明許費の補正、また、24ページは基金の積立状況となっております。

私からは以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

○はたの昭彦委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

今回、最終補正ということで、一番決算に近い数字が出てきているということを考えると、1年間のお金の使い方がどうだったかということも踏まえて質問したいと思います。

まず、歳入の部分なのですが、特別区税、今回25億円余の増額となっているのですが、この大

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

きな要因というのはどこにあるのでしょうか。改めて教えてください。

○課税課長 特別徴収においてそれぞれの給与の収入が増ということで、例えば春闘の方の賃上げ…

…。

○はたの昭彦委員 すみません、もう少し大きい声でお願いします。

○課税課長 春闘の方の賃上げ率が、令和5年ですと3.58%の増、前年比較で増なのですが、基礎となる令和6年の前年比が5.1%で、これは33年ぶりの5%越えということで、そういった賃金の上昇が歳入の増につながったと考えております。

○はたの昭彦委員 今のお話にあるように、やっぱり働く人の賃金を上昇させることが、こういった区税収入の増加にもつながるということだと思います。

続いて、4番の配当割交付金、そして、5番の株式譲渡所得割交付金ということで、増額になっているのですが、この間の株価の上昇というのが大きな背景にあると思うのですが、やはりこの数字を見ると、株を持っている投資家や大企業が、これによって利益が増えているということを見ることができると思うのですが、いかがでしょうか。

○財政課長 はたの委員御指摘のとおりかと思えます。

○はたの昭彦委員 一方、6番の地方消費税交付金、これが6億3,000万円余の増額ということで、以前だと消費税の交付金が増えるというのは、景気がよくて物がいっぱい売れているということで消費税の交付金が増えるということがあったのですが、この間の物価高騰を考えると、やはり物価高騰によって物の値段が上がると、それに付随して消費税の負担が増えているということであると、

物価高騰によって、こういった区民の消費税の負担が増えているというふうに見ることもできると思うのですが、いかがでしょうか。

○財政課長 物価指数の上昇などを捉まえての増ということになりますので、はたの委員御指摘のとおり、そういう側面はあると思います。

○はたの昭彦委員 それと、12番の特別区交付金、大きく増額になっているのですけれども、この要因はどこにあるのでしょうか。

○財政課長 財源となっている都税収入のうち、調整3税といわれる法人税の収入というものが大きく伸びているというところが要因と捉えております。

○はたの昭彦委員 今の御質疑の中で分かることは、やはり働く人の賃金を上げることとともに、大企業や、一部の株を持っているような、いっぱい株を持っているような方が非常にいい思い、いい思いというのも変だけれども、利益が出ていると。一方で、いわゆる庶民のところであると、物価高騰に伴って消費税の負担が増えて、暮らしに大きな影響を与えているということが一定言えるのではないかなというふうに思います。

続きまして、歳出の部分で何点かお聞きしたいのですが、まず、総務費の電子計算組織管理運営事務ということで、3番のガバメントクラウド利用料ほか46件の不用額というのがあるのですが、46件というのはかなりあるので、不用額として出た主要なものというのは、具体的にはどういふことがあるのでしょうか。

○情報システム課長 まず、建物を改修するときにネットワークの機器を引き直さなくてはいけないのですが、その時の経費を確保しております。今年度につきましては、追加の配線ですとか追加の機器購入がなかったので、この部分が不用になっております。そのほか、保守の契約です

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

とかそのあたりを事業者と調整して見直した結果、経費が安くなっているというような形になっております。

- はたの昭彦委員 機器が不要になった、工事の関係で機器が不要になったというのは、具体的にはいろいろところで人手不足とかがあって工事が入札不調でできなかったり、人がいなくて遅れているという部分があるのですけれども、そういう影響ということの理解でよろしいでしょうか。
- 情報システム課長 そういうわけではなくて、どうしても、工事をやる中で線が足りなくなると伸ばしたりしなくてはいけないのですけれども、端末の位置とかを調整して、そういったものが必要なくなったので、お金を使わなかったということになります。

○はたの昭彦委員 分かりました。

今ちょっと話に出したのですけれども、今、建設工事において、入札不調等によって工事ができなかったということで、今回の補正予算の中でも入札不調によって令和8年度に変更したと、次年度に実施を変更したというのがかなりあるんですね。施設営繕や、あと、衛生部ですとか教育委員会のところにもあったのですけれども、入札不調というか、物価の高騰に★★単価の上昇が追いつかないという部分があるというようなことをニュースで聞いて、区が発注する金額が今の発注した時点での単価に見合っていないということが不調の大きな原因というような一部報道を私ニュースで聞いたのですけれども。

そういった原因で、こういった入札不調が続いているということはやっぱりあるのでしょうか。

- 中部地区建設課長 工事だけで言えば、やはりお金の問題と人の問題というのが付いてきておりまして、必ずしも金額だけの問題ではないのかなというふうにちょっと感じているところでございま

す。

○はたの昭彦委員 それで、今言ったように入札不調で令和8年度以降に変更ということがあるのですが、工事とかが遅れると、やっぱり足立区の施設の更新計画にも大きく影響してくると思うのですが、この辺の見通し、今後の対応について、どのようにお考えなのでしょうか。

○中部地区建設課長 見通しといいますと、なかなかちょっと付かないところはあるのですけれども、例えば工事のものを少しリリースの発注に変えたりですとか、様々な選択肢がある中で、何がコスト的にいいのか、早くできるのかというところを今模索しているところでございます。

○はたの昭彦委員 ただ、施設管理計画の中で、いつまでにどこを改修しようとかという計画があるのですけれども、それへの影響というのは一定加味しなくてはいけないと思うのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○中部地区建設課長 やはり計画どおりやりたいというのは正直なところなのですけれども、なかなか進まないところ、例えば空調が急に効かなくなったということであれば、やはり緊急工事対応、工事業者に随意契約をお願いするというような場面も出てくるかと思えます。

○はたの昭彦委員 分かりました。

○渡辺ひであき委員長 はたの委員、何ページのことをやっておりますか。

○はたの昭彦委員 今は全体というか、先ほど言ったように入札不調ということであると、施設営繕とか本庁舎の部分とか……。

○渡辺ひであき委員長 それはあまり補正には関係のない部分なので、★★みたいなことは別のところでやってください。

○はたの昭彦委員 すみません。次に、産業経済費の中小企業融資事業ということであると、1番の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

中小企業融資あっせんに係る信用保証料・利子補給の実績見込に基づく減ということで7億3,000万円余の減額ということで、かなり大きな減額なのですが、この理由として緊急経営資金の利用条件変更ということで、前年同月比1円以上の減少から3%以上の減少に変更したということで、融資条件が厳しくなったということだと思っております。

これについての区内企業への影響というのは、どのように考えているのでしょうか。

- 企業経営支援課長 まず、利用条件変更前の1円でも減少していればということなのですが、こちらの緊急経営資金、コロナ禍を契機にスタートしておりまして、コロナ禍が明けた令和6年度以降、利用条件を変更しております。

利用条件を変更した後なのですが、金融機関、あとは各企業の方から特にそういった苦情ですとか、悪い影響が出ているという話は特に耳にはしていません。

- はたの昭彦委員 事前にお話を聞いたときに、融資件数、利子補給とか保証料の減の原因の中に信用保証協会の審査が通らなかったというのも一定あったということだったので、信用保証協会の審査が通らないというのは、返済の見込みがなかなか立ってないと、返済計画がちょっと不十分だということだと思っております。

その辺について、区としては、そういう信用保証協会の審査が通らなかった企業に対してどのような対応をしていくというか、今後どういうふうに経営支援していくかということがあれば教えてください。

- 企業経営支援課長 今のはたの委員おっしゃった信用保証協会の審査が通らないということなのですが、こちら令和5年度まではコロナ禍ということで、ある程度緩かったという話も聞いて

ております。令和6年度以降、少し、比較的厳しくなったというお話を耳にはしているのですが、やはり経営状況を審査の対象としておりますので、そういった意味では、今後、審査を通すという意味では経営状況を改善していくということがまず必要になってまいります。

そのため、こういった融資もそうですけれども、各種補助金でしたり経営相談等も我々の方では展開しておりますので、そういったところを通じて企業の体力の向上ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

- はたの昭彦委員 それで、この利用条件の変更はあるのですが、いずれにしても売上高を対象にしているわけですよね。この間の物価高騰を考えて、人件費の上昇とかを考えると、全部転嫁できないとしても、ある程度、価格転嫁にすれば、売上げというのは、全体の売上げ★★増えるのではないかと思います。

そういうふうに見ると、この3%減少、売上げだけを見て融資の利用条件に掲げるといのはどうなのか。要は、価格転嫁をしても、実際に経費の増を賄い切れないという場合もあるわけですよ、3%以上の売上げがあったとしても。そういう状況が、今の未曾有の物価高騰や賃金の上昇の中であるのではないかと。これを思えば、こういった利用条件の今後の在り方というのを見直していかなくてはいけないのではないかなと思っております。

- 企業経営支援課長 申し訳ございません。こちらの概要の方、スペースの都合で売上高というふうには書かせてもらっているのですが、ほかの条件としまして、売上高のほか利益率も比較の対象としております。

売上高、利益にかかわらずですが、ほか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の自治体ですとか、こういった制度、融資を展開しておりまして、今後のそういった物価高との兼ね合いを見て、どのように利用条件を設定していくのかということにつきましては、金融機関との意見交換も定期的に行っておりますので、そういったところで詳しい知識を身に付けて制度設計をしてまいりたいというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 是非お願いしたいと思います。

次に、教育費の義務教育施設建設資金積立基金積立金なのですが、興本扇学園の改築工事経費として新たに基金を積み立てるということで、下に積算根拠が出ているわけですが、これは、この176億円で興本扇学園の改築工事が大体全部賄えるというような理解でよろしいのでしょうか。

○財政課長 詳細な設計がこれからになりますので、どういうものを入れていくかというところで大変変わってくるところでありますけれども、今ガイドライン上で記載されている必要経費というものの目安としてはこのぐらいかなというところで、基準にはさせていただいているところでございます。

○はたの昭彦委員 私たち、基金については全て否定するわけではないのだけれども、一度に、1つの学校の建て替え経費を、1年の、決算剰余金というか、お金で積み立てて賄うというやり方というのはどうなのかなと。前々から言っているように、税負担の世代間の公平ということから考えると、こういう在り方というのはどうなのかなと。

例えば、いろいろな基金積立金がありますよね。そういう中で分散して積み立てているというならまだ分かるのだけれども、1つの基金に、決算でお金に余裕が出たから1つのところにこうやって入れるという在り方というのは、今後どうなのかなと思うのですけれども、改めてどうでしょうか。

○財政課長 起債の線も捨て去っているわけでは当然ありませんので、起債をすべきか、若しくは歳入の状況を見て、どちらが適切かというところを判断させてはいただいているような状況です。

なので、これから学校の改築などもかなり数が増えてまいりますので、そういった際には、今回のような手法だけではなく起債というところも視野に入れて、予算組の方は取り組ませていただきたいと考えてございます。

○はたの昭彦委員 ただ、今言ったように……。

○渡辺ひであき委員長 はたの委員、そこから先は意見の開陳のときにしてください。それは意見だから。

○はたの昭彦委員 いや、質疑……。

○渡辺ひであき委員長 質疑といたって、それは意見ではないですか、はたの委員の。だから意見のところで開陳してください。

○はたの昭彦委員 分かりました。

では続いて、基金についてお聞きしたいと思うのですが、24ページです、令和6年度末の現在高ということで1,817億円あったのが、年度★★258億円を取り崩した結果、令和7年度当初の全体額では1,568億円まで減っていたのが、今回の補正予算でいくと1,803億円という、かなりの金額になったということであると、ほとんど積立金を取り崩さなくても1年間の財源を賄えたということだと思うのですが、どうでしょうか。

○財政課長 当初予算を組んだときの計画からすると、結果としては、そこまで取り崩さずに済んだということではございます。

○はたの昭彦委員 それで、私ちょっと過去の年度末の積立金残高の数字を調べていったのですけれども、過去一番多かった年度末が、たしか1,804億円だったかな、令和5年のときで、たしか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

決算で1, 856億円という基金残高のときが一番多かったのです。それに匹敵する積立金残高が今あるわけです、今回の補正で。

そうすると、今後、決算剰余金等を考えると、令和7年度決算でいうと積立金残高が過去最高に匹敵する、あるいは上回るような残高になるのではないかなと私は思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○財政課長 収支のところ、決算でどれぐらいになるかというところが、見てみないと正確なところは申し上げられないところではありますが、はたの委員おっしゃるような金額規模に近づくのではないかという想定はしてございます。

○はたの昭彦委員 お金があるということが明らかになったと思います。終わります。

○渡辺ひであき委員長 ほかに何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊東のぶゆき委員 賛成で。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 やはり今の質疑でも明らかのように、決算の中で167億も積立金で一気に積み立てるのであれば、物価高騰で本当に暮らしが大変な区民に対する物価高騰支援策、確かに昨年末に1万円の現金給付ということで、全区民にということでやったことは非常に感謝してますし、評価をしますけれども、更に、もっと区民の暮らしを応援する物価高騰対策ができたのではないかと、今回の補正でやるべきだったということを考えれば、今回の補正予算については、一般補正については反対をしたいと思います。

2号、3号、4号については賛成をしたいと思います。

○へんみ圭二委員 まず最初に、議員報酬の遡及で上げるということについては我々としては疑問を感じていますし、その点について反対すべきかどうかということで検討もさせていただいたのですが、補正予算全体では区民生活を支えるという点で必要であろうということから、賛成をいたします。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 後ほどもありますが、議員報酬の値上げが含まれているということも併せて賛成いたしかねますので、反対です。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。この採決は2回に分けて行います。

まず初めに、第1号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第2号議案、第3号議案、第4号議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[一部執行機関退席]

○渡辺ひであき委員長 次に、第9号議案 足立区組織条例の一部を改正する条例、第11号議案 足立区職員定数条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題といたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それでは執行機関の説明を求めます。

○政策経営部長 政策経営部の議案説明資料2ページをお開きください。

まず、9号議案でございます。組織条例の一部を改正する条例となりまして、こちらは定額減税に係る給付金事業が終了することに伴いまして、区民部の分掌事務を改めるというものでございます。

改正内容、項番1にございます第2条のうち、8の項についての改正となっております。施行年月日は4月1日、新旧対照表は3ページ以降のとおりとなっております。

続きまして、10ページをお開きください。

職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、項番1の改正内容を御覧いただきまして、区長部局また教育委員会の事務局、選挙管理委員会の事務局、こちらの職員定数を(1)のとおり改正する、それとともに、(2)にございますが、職員の定数の合計を3,484人に改めるというものでございます。

項番2に、主な増の理由を記載しております。

11ページでございます。

施行年月日は令和8年4月1日。

新旧対照表は別紙のとおりとなります。

私からは以上でございます。

- 渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。
- 土屋のりこ委員 第11号議案ですけれども、保留定数、今回も拡充されるということですが、今年度の実態がどうだったのかということと、来年度、20人になってどういうふうな配置になるのかということ、いかがでしょうか。
- 人事課長 保留定数でございますが、まず今年度については10名を付けております。急遽、生活・暮らし臨時給付金とか新しい組織がございました

ので、10名を福祉部に配属してございます。

次年度につきましては20名ということで、少しルール化したいと考えておりまして、各部の病休とか育休の状況でそれぞれちょっと傾斜を付けてまして、各部に配属したいというふうに考えております。

○土屋のりこ委員 ★★を新規の部署にということですが、本来必要なところ、育休なり何なりの代替というところに使われなかったということになってしまうのかなと思うのですけれども。数としてもちょっと多くないと、足りないということが実態ではないかと思うのですけれども。

そのあたりの本当に必要な産休・育休その他の代替職員との実際の数との兼ね合いという意味では、どれくらいの保留定数が必要と想定されるのか、いかがでしょうか。

○政策経営課長 最終的に何人というところまでの数字というのは、この保留定数を入れながら徐々に状況が変化してきているというふうに考えております。といいますのは、男性の育休が非常に進んできているという部分がありますので、今10名と増やしていく中で、毎年毎年その状況を見ているというような状況でございます。

現状20名で足りているのかということに関しては、まだ20名では足りてないだろうという認識を持ってございますので、また来年度、査定をするに当たっては、そのときの状況、どれぐらい育休が取られているかというのは、また改めて見て、必要に応じて保留定数を増やしていくというような考え方を持っております。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派から意見を求めます。

○伊東のぶゆき委員 賛成でお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 まず、先ほども質疑したように、11号議案の保留定数を増やしていくということも大事だと思いますし、全体の職員の数を増やしてしっかりと区民要望に応えられるということでのスキル、ノウハウを蓄積していただきたいということを求めて、賛成です。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第10号議案 足立区情報公開条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○政策経営部長 恐れ入ります、議案説明資料5ページをお開きください。

第10号議案の御説明でございます。

情報公開条例の一部を改正する条例となりまして、改正の内容、項番2に記載してございます。金額入り工事設計書のようにインターネットで公表されたものは開示請求の手続きをせずに資料をダウンロードできることから、今回、インターネット等で公表又は提供されている区政情報について、開示請求の対象とならない旨を明記する、また、検索手段として開示請求書が必要な情報をインターネットで検索できるシステムがございますので、そちらを一般の利用に供する旨の規定を加える、その他規定整備となっております。

6ページ以降に新旧対照表を掲載してございます。

施行年月日でございますが、公布の日からというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 すみません、今回の情報公開条例の一部を改正する条例に伴って、インターネットで公開してる文書については情報公開請求に当たらないということなのですが、これを実施するに当たって、今年間でかなりの数の情報公開請求があると思うのですが、どの程度少なくなるというふうに考えているのでしょうか。

○区政情報課長 現在、区政情報の開示請求につきましては、大体年間に2,000件ぐらいの件数になっております。そのうちの半分ぐらいが工事の関係の請求になっておりますので、そちらの方が減るような形になるかと見込んでおります。

○はたの昭彦委員 それで、★★の内容ということで、インターネット等で公表又は提供されている区政情報については対象にならない旨を明記するとあるのですが、この間、インターネット等で公表されている区政情報について開示請求があったということはあったのでしょうか。

○区政情報課長 中には、ホームページに公表されているのを御存じなくて申請に来られる方も多くいらっしゃいます。そのときには御案内できる部分については窓口で御案内させていただいていますが、全部のところについてホームページに公表されているかどうかというのは我々もちょっと存じ上げてないところもありますので、一部は所管の方が「公開してますよ」というふうな御案内をして、有料になりますので、そちら取り下げていただくというような形の御案内を差し上げているところでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○はたの昭彦委員 そうすると、まず最初に、インターネットに公開されるかどうかというのを情報公開を請求する方が調べなくてはいけないというふうに思うのですけれども。

その辺の周知については、どのように進めているかと考えているのでしょうか。

○区政情報課長 こちらの内容について、公表自体については、図書館ですとかそういうところで公表してるものについても御案内をさせていただいているところです。

一般的にはかなり区政情報の中で公表が進んできておりますので、そちらについても所管の方と話をし、個別に御案内を差し上げるという形の方が的確なのかなというふうには考えております。

○中部地区建設課長 工事の内訳につきましては、やはり今お話したとおり、かなり件数が多いので、各建設課の方でチラシをお配りして、インターネットで公表しているということを周知しております。

○区政情報課長 申し訳ございません、先ほどのチラシにつきましては、事業者には周知をさせていただいていると同時に、ホームページにも、こちらの区政情報のところについては公表を、工事についてはするような形をさせていただいております。

先ほど、冒頭に御説明をさせていただきました2,000件というのは間違っております、訂正させていただきます。1,000件で、500件が開示請求の工事の対象ということになります。申し訳ございません。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 それでは次に、各会派の意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成でお願いします。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第12号議案 足立区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第32号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、第33号議案 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第34号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第35号議案 区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例、第36号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、以上6議案を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○政策経営部長 恐れ入ります、政策経営部の議案説明資料13ページをお開きください。

第12号議案の御説明になります。

審議会等の附属機関の構成員の報酬また費用弁償に関する条例の改正でございます、主な改正内容は、項番2に記載がございます2点でございます。

まず1点目でございますが、委員報酬の上限額を3万円から3万5,000円に引上げ。こちら

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の理由でございますが、新たに設置いたします足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会の委員報酬につきまして、委員の推薦を東京三弁護士会にお願いしたところ、こちらの共通の報酬額が3万3,000円で設定しておりました。こちら、現行の3万円では推薦してもらうことが困難であるために引上げをするものでございます。

表の中にございますが、委員長加算2,000円を含めまして、改正後3万5,000円としたいと考えております。

2点目でございます。こちらは職員の旅費に関する条例の改正に伴いまして文言整理をするものとなっております。この内容のところに記載してございます、このように改正をしたいと考えております。

施行年月日は令和8年4月1日を予定しております。

私からは以上でございます。

○総務部長 私からは、総務部の分の御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、総務部の資料の議案説明資料を御覧いただければと思います。

6ページになります。

第32号議案の御説明をいたします。足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年12月15日に開催されました足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づきまして、足立区議会議員の議員報酬、それから期末手当を改定するものでございます。

大変申し訳ございませんが、関連の審議会の資料のホームページへの掲載が遅れまして、御迷惑をお掛けしました。大変申し訳ございませんでした。また、議事録の方が今まだ精査中でございます。また、ホームページ等にアップされていないという状況でございますので、このことはおわび申し

上げます。申し訳ございません。できるだけ早くアップをさせていただきたいと考えております。

今回のこの議案につきましては、旅費の規定も、国の法改正などがございましたので、併せて見直しを行っているものでございます。

具体的な内容につきましては、6ページの表にありますとおり、議員報酬が改定後64万1,000円になるというような内容でございます。詳細は表を御覧いただければと思います。

この施行でございますが、令和7年4月1日に遡っての適用となります。

7ページを御覧ください。

旅費の規定の改正でございます。文言整理が今回の方で行われまして、車賃、旅行雑費といった表現がございましたけれども、その他の交通費、宿泊費などに改められた点を改定しているものでございます。

こちらは令和8年4月1日適用となっております。

参考でございますが、改定となる旅費につきましては、区議会議員の皆様の旅費は、例えば正副議長は区長相当額、議員は副区長相当額とされておりまして、この後御説明をいたします区長及び副区長の旅費が★★されている「足立区長等の給料等に関する条例」において規定をされているため、そこを★★の表現となっております。具体的には、この後の、数ページ後になりますが、12ページから13ページの表におまとめをして表現をさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

第32号議案の御説明は以上でございます。

次に、★★議案の御説明をいたします。足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こちらにつきましては、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬を改定するものでございます。旅費については同じような考え方でございます。

改定内容、14ページの表を御覧ください。行政委員の報酬を3.4%引上げ、教育委員会の委員ですと改定後が23万9,900円となるものでございます。また、行政委員の議員選出の監査委員でございますが、こちら15.5%引上げでございます。

こちらは令和7年4月1日に遡っての適用となるものでございます。

特に行政委員の議員選出の委員につきましては、報酬等審議会の方でも御質問が出たところでございますが、職務の内容が識見監査委員と大きく異なるものではないこと、それから、監査に所要している日数もほかの自治体と比較して多いということにもかかわらず、現在の報酬月額が23区の平均から大きく下回っているというような現状がございましたので、今回大幅な値上げとなっているところでございます。

先ほど申しましたが、旅費については同様の考え方でございます。

次に、21ページ、第35号議案でございます。こちらは、区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償の条例の一部を改正する条例でございます。

国の改定などございました、先ほどの旅費の一連の関係で改定をさせていただくものでございます。

次に、26ページをお開きください。

第36号議案でございます。足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらでは、教育委員会教育長、常勤の監査委

員の給料を改定したいという考えでございます。

内容でございます。教育長は給料3.2%引上げ、常勤の監査委員は給料16.1%引上げで、表記のような金額となっております。

施行年月日は令和8年4月1日となっております。

この改定の大きな理由でございますが、部長級職員の年間の給与改定額を確保する観点から、特別区人事委員会の勧告に伴っての引上げの状況ですとかそういったところを見まして、その格差が縮まってしまうことが今後考えられますので、今回改定するものでございます。

また、常勤の監査委員につきましては、既に部長級の職員より年収が低いというような水準になっておりまして、この差が更に広がってしまうということも懸念されましたので、今回、区の行政運営が公正で合理的、効率的に行われているかを厳正に監査していただくということがございまして、区としては常勤の監査委員、税金のスペシャリストを登用しているということもございまして、この方針も踏まえての大きな改定となっているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長 よろしくお願いたします。

選挙管理委員会事務局の説明資料の2ページを御覧いただければと存じます。

第34号議案説明資料で、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましてですけれども、法令が改正されたこと、あと、足立区職員の旅費に関する条例も改正されたことなども踏まえまして改正するものでございます。改正内容につきまして、文言の整理と、3ページでお示しをしておりますが、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

宿泊料の見直し、宿泊手当の新設等となっております。

施行年月日は令和8年4月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

○はたの昭彦委員 よろしくお願いたします。

まず、第12号議案から第30号議案は、いずれも報酬の増額と旅費規定の文言修正が条例改正の中身なわけですけれども、第32号から第35号議案については、事前説明資料では旅費規程については金額までもが条例改正の中身に記載されていたのです。我が党の指摘で、旅費規定の金額については参考というふうな文言が付けられたわけですけれども、一方で、政策経営部の提案、同じように報酬の増額と旅費規程の改定なのですが、旅費規定については文言修正のみと、この表を見ても正確に書かれていたわけでは

ありません。条例の中身についての事前説明資料については正確に記していただかないと、私たちがこの条例の賛否を判断するのにも大きく影響してしまうのですが、今回の総務部のこの資料ですけれども、こういう記載方法になった要因というのは何なのかと。

正確に条例改正の中身を捉えていなかったのではないかなというふうに感じてしょうがないのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長 文言の点、大変申し訳ございませんでした。最初の方で実際に変わる内容のところに確かに重きを置いて書いていた部分がありました。改正内容については新旧対照表に書いていた点から、こちらへの記載が漏れていたものでございます。

改正内容については意識はきちんとしていたものではございましたが、記載としてはちょっと不

十分であったという点がございました。申し訳ございませんでした。

○はたの昭彦委員 政策経営部の議案説明資料については正確な表現の仕方であって、やっぱりこういう在り方が大事なのかなというふうに思います。

では、議案の中身について質問したいと思えますけれども、第32号議案、先ほど補正予算のところではやりませんでした議員報酬についてなのですが、報酬等審議会での議員報酬について議論されたと思うのですが、その中ではどのような意見が出たのでしょうか。

○総務課長 報酬等審議会での議員報酬の部分については1件質疑がございまして、令和7年4月に遡及をすることについての内容についての御質問がございました。

そこについては、★★事務局からの回答で、特別区人事委員会の勧告などの実際に民間の給与の状況などが令和7年4月時点ということであることから、その時点から物価高騰等の影響があったという点で令和7年4月に遡ってが妥当という案で御了承いただいたところでございます。

○はたの昭彦委員 私は報酬等審議会を傍聴してたのですけれども、確かに報酬等審議会の答申では引き上げるべきだというような答申だったのだけれども、委員の中には、議員報酬については23区の他の自治体に比べて現状では特別に低い金額ではないので今回見送るべきではないかとか、引上げ額については、3.4%ではなくて、もう少し引き下げるべきではないかという意見もあったと思うのですけれども。

具体的に現在の足立区の議員報酬、現状で23区の中でどのような位置にあるのでしょうか。

○総務課長 まず、23区において、今議員の方の順位としては、23区中10位の位置にございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○はたの昭彦委員 確かに議員報酬は10位なわけですが、議長や委員長報酬は非常に上位の金額で、これは文京区が調べた資料を取り寄せたところ……。すみません。議長は23区で4位、副議長は23区で2位、委員長も2位、副委員長は3位、先ほど言ったように議員が10位ということであると、決して足立区の議員報酬は安くはないわけですよ。その中で、どうなのかなというふうに思ったりもするのですけれども。

先ほど遡及をするというお話がありましたけれども、23区の中でほかの自治体も今回議員報酬については引上げ等の議論をされていると思うのですけれども、令和7年4月まで遡及して引上げをするという自治体というのは、どれぐらいあるのでしょうか。

○総務課長 すみません、今ちょっと資料を確認いたします……。

○区議会事務局長 足立区を除いて、5区、5議会が4月に遡っております。

○はたの昭彦委員 そうすると、残りの18区は遡及をしないということですよ。そうすると、足立区の議員報酬というのは23区と比べてもそんなに低いわけでもないですし、遡及するということについても多数派ではないということであると、本当に区民の理解を得ることができるのかというのは大いに疑問だと私は思います。

次に、第36号議案なのですが、今回、教育長の給与の引上げと常勤の監査委員の引上げということが出ているのですが、教育長の給料の引上げについては、長年引上げがなかったというふうなことがあるのですけれども、具体的にはどれぐらい引上げがなかったのでしょうか。

○総務課長 今正確にはあれですけれども、十数年ぐらいは少なくとも引上げはなかったという状況ではございます。

○はたの昭彦委員 それも文京区の資料にありまして、なんと平成27年から引き上げられてないということであると、かなりの年月というふうには、引き上げられてなかったのですが、この引き上げられなかった原因というのはどこにあるのでしょうか。

○区長 教育長の給料も私の給料、私というか区長給料に連動しているということで、私、就任以来上げていませんので、それに連動して教育長の給料も上がってこなかったということになります。

○総務課長 今の区長の御発言でございますが、区長の給料と制度的に連動しているわけではございませんが、三役というところから、連動というか、そういった意識の下に、それぞれの方のお考えで、ずっと上げてこなかったということで統一してきたものと認識しております。

○はたの昭彦委員 連動するわけではないけれども、やっぱり区長が上げてない中で教育長や副区長がなかなか上げづらいという環境があったのではないかなというふうに思うのです。区長が上げないというのは御自身の判断だからいいのですけれども、副区長や教育長については職員であるわけですし、先ほど、昨日かな、報酬等審議会の答申が出てまして読んだら、やっぱり大変な激務の中で、それなりの報酬が支払われるべきだということを書いてあったわけですから、そういう意味では、教育長は今回上げるわけですが、副区長については今回報酬の引上げというのが議案にもなっていないわけですよ。やっぱりここも、区長が上げない中、なかなか言い出しにくいというのがあるのではないかなというふうに思うので、それについてはしっかりと議論というか、検討を庁内ですべきではないかなと思います。

先ほど言った文京区の資料でいうと、副区長の給料、そんなに安いというわけではないですけれ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ども、23区の中では22番目というようなことを考えて、70万人の区民の暮らしを支える重責を担っているということを考えると、私は副区長も報酬を上げるべきなのではないかなというふうに思います。

次に、常勤の監査委員についてなのですが、給与16.1%の大幅な引上げということで、改定後は71万7,400円という金額なのですが、これについては、足立区の議員の委員長の役職をしている方の報酬月額よりも多いということなのですけれども。

具体的に、常勤の監査委員の1か月当たりの勤務日数と勤務時間について教えてください。

○監査事務局長 常勤でございますので、1か月我々と同じ勤務をされておりますし、朝8時半から17時15分までの勤務ということでございます。

○はたの昭彦委員 それで、説明書によると、国税庁元局長級職員ということで、税のスペシャリストということで、区政について非常に大きな、施策展開にも必要な方だと思うのですけれども、それなりの能力がある方だと思うのですけれども。

具体的に、この常勤監査委員の方を招聘して、こういう成果がありましたみたいなことがあったら教えてください。

○監査事務局長 就任されて1年と数か月でございますけれども、その中で、例えば予算の見積りについての意見がございまして、それに基づいて令和8年度予算について査定の仕方の見直しをしたとか、それから、事務事業評価の指標についての意見がございまして、それに基づいて、来年度、令和8年度の事務事業評価の見直しも行っております。

また、リスク評価シートの見直しのお話もあつまして、それも来年度取り組んでいくということ

で、かなりの部分で意見を頂いて、足立区行政の改善につながっているというふうに考えております。

○はたの昭彦委員 それで、前後して申し訳ないのですけれども、第33号議案、農業委員の報酬についてなのですが、会長と委員で2倍の報酬の差があるのですけれども、業務的に倍ぐらいの仕事が、会長に★★なっているということで、これだけの差があるという理解でいいのでしょうか。

○産業振興課長 農業委員会の会長になりますと、国レベル、都レベルの会議が非常に頻繁にありまして、農業委員を代表してその全てに参加して意見等も述べていたところがございますので、ほかの委員に比べると本当にかんりの業務量になってございます。

○はたの昭彦委員 分かりました。ありがとうございます。

○へんみ圭二委員 まず、事前に23区の特別職議員報酬等審議会の公開状況について、★★事務局の皆さんにしっかりと調べていただきまして、ありがとうございます。

この状況を見ますと、非公開になっている区も幾つもあるという中で、この足立区はしっかりと公表した上で、審議会の会議次第ですとか答申、会議録なども区のホームページに公開してることですから、ほかの区に比べてもしっかり公開というのはやっけていただいているのだなということは確認ができました。

ただ、先ほど総務部長もおっしゃっていましたが、この審議会の議事録などが無いというのは、事前にもお伝えしましたが、その議事録の内容を踏まえた上で、この条例の賛否について議論をするべきであると思つますし、議事録の公開が2か月たつてもまだされていないというのは、なぜなのでしょう。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○総務課長 2か月たっても公開できてないというのは、誠に申し訳ございません。全部、会議録ができてから公開する予定でございましたが、要するにそちらの方の作成というか確認、完成までが今少し遅れておまして、あと1か月ぐらい、3月中ぐらいの予定ですが、そこまで今掛かっているという、業務の進捗上の問題でございます。大変申し訳ございません。

○へんみ圭二委員 議会の議事録もなるべく早く出すという形でやっていますけれども、3か月たらないと議事録を出せないというのがどういうことなのかなというのが、いまいよく分からないのですが、これは特別に何か難しい問題があるのですか。

○渡辺ひであき委員長 総務課長、ちょっと聞き取りづらいので、少し大きな声で。

○総務課長 申し訳ありません。分量はそれなりのもはあるとは思いますが、特に難しいという点ではなかったものと思います。

来年度は少なくとも改善していけるようには、時期が縮められるようにすることはできると考えております。

○総務部長 補足いたします。今AIを使つての会議録の生成ですとかそういったことができるので、一応文字起こしまではできていますが、ちょっとその精度がよくなかったところで、あとは委員の皆様にお送りして御確認いただくというプロセスに今入っていこうとしているところでございます。

来年度以降はもっと早くできるように、いろいろ精度も高くもなっておりますので、努力していきますので、大変申し訳ございませんでした。

○へんみ圭二委員 来年度は気を付けていただきたいと思います。

その上で、この審議会の議事録、前々年度、令和6年の議事録を見ましたけれども、その内容を

見たところ、なかなか議員の仕事の内容というのを理解いただけない中で議論をされているなど感じるころもありましたから、ここはしっかりと議員の仕事の内容を把握した上で議論ができるような状況をつくるべきではないですかということもお話をしてきました。

そのあたりについては、どのような改善がされたのでしょうか。

○総務課長 今回の審議会から改善をいたしまして、議員の方の業務状況等は区議会事務局から提供いただいて、審議会の方に細かく資料として提供したところでございます。その点は、分かりやすかったという点は御評価いただいているのではないかと考えております。

○へんみ圭二委員 その上で、今回、特別区人事委員会の勧告を踏まえて議員報酬を上げるということなのですが、これ、必ず連動して議員報酬を上げなくてはいけないという義務はない中で、連動させるというのは、どういったことなのでしょうか。

○総務課長 必ずしも連動では確かになく、個別の考えかと思えますけれども、事前に幹事長会からの御意見などもございまして、賛成・反対それぞれあったと思いますが、賛成が多数という点なども含めさせていただいて、御説明の上で、このような形になったものと認識しております。

○へんみ圭二委員 先ほども、区長の報酬は上がっていないということなのですが、これは、区長はどのようなお考えで今まで上げられていないのでしょうか。

○区長 頂いているもので精いっぱい責任を果たしていくという考えでございます。

○へんみ圭二委員 区長の報酬自体も、23区中22位という状況であります。副区長も、ちなみに22位という状況であります、令和6年の報酬

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

等審議会の中で出ているのが、区長のお考えとして、昨今の物価高の中、苦しんでいる区民の方に寄り添うという考えもあって上げていないということが議事録の中にありまして、区長は区民に寄り添っているのに区議会議員は2年連続で上げる、この状況について、区民の皆さんがどのように考えられると思いますか。

○総務部長 区民の皆様もいろいろな考えがあるかと思いますが、やはり区民の代表としてお仕事をされているという点では、値上げに賛成される方、あるいは厳しい状況だというところで値上げはどうかと考えるような、いろいろな意見があるかと存じます。

○へんみ圭二委員 令和6年のこの議事録の中で、もう1つあるのが、区民の年収については23区で何位なのですかというお話がありました。その中で、区民の年収というのは23区中23位であるけれども、区議会議員の報酬というのは中位から上位に入っているということについて違和感を覚えるというような議論があったわけですけれども。

このあたりについて、例えば区民の経済状況と議員報酬の水準の相対関係、これは区民との縦の関係で考えられたりということはされているのでしょうか。

○総務課長 区民との連動という点では、必ずしもというところではございません。先ほど総務部長からもありましたが、区議会議員の皆様の職責という点などを加味しての考えでございます。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

○伊藤のぶゆき委員 私からも何点か。昨日かな、総務部長謝ってましたけれども、この答申、ホームページで探しても出てこなかったから。ごめんなさい、声がちょっと、風邪を引いてるわけではないのですけれども花粉症がひどくて声が枯れて

しまして。へんみ委員も今お話ししましたけれども、結局、何で今回議員報酬が上がるのかと、議員報酬だけではないですけども、それが明確にならないと、何を審議して、反対か賛成かだけだと結構難しいと思うので、せっかく諮問して答申が出ているわけですから、我々が給料を上げてくれ上げてくれと言っているわけではないので、まずそういうのを、しっかりとした準備はしていただきたいなというのがあります。

また、改めて見ると、議員の監査報酬がほかの自治体よりも比較的多くて、月額が23区の平均を大きく下回っているという話なのだけれども、監査委員の監査はしないのかなとちょっと疑問に思ってしまったけれども、私がやっているときも、★★働かされて給料が安かったのだなど、見ちゃうと少し悲しい気持ちになりましたけれども。私はこの報酬に関しては、賛成・反対は皆さんの考え方であると思うのであれですけども、ちょっと1点だけ確認をしておきたいのですけれども。

議員報酬が上がりますとなったときに、賛成・反対ありますよね。当然ですけども反対される方もいらっしゃる。そうしたときに、議員報酬が上がっている分を、確認ですよ、受け取らないということはできるのですか。

○区議会事務局長 寄附になってしまうので、できません。

○伊藤のぶゆき委員 ということは、これ、反対をしたところで、結局、賛成多数になれば、反対した議員の報酬も上がるということで間違いありませんよね。

○区議会事務局長 間違いございません。

○伊藤のぶゆき委員 その際に、自分が反対をしておいて報酬は上がっていると、私はどうしても受け取りたくない、私は反対をしてるから受け取

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りたくないといった場合に、その報酬を受け取らないすべというの、一体どういった種類があるのですか。

- 区議会事務局長 多分いろいろな方法があるかもしれないけれども、口座にその分を入れておくとか、多分まちまち、その方まちまちですけれども、別口座にその分を取っておく、そういう方法はあるかなと思っております。
- 伊藤のぶゆき委員 ごめんなさい、議論がちょっとずれているかもしれないけれども、しっかり確認しておきたいのは、報酬を上げる・上げないは、物価高で今皆さんが苦しんでいるから報酬を上げるのはおかしいという話があるかもしれないけれども、逆に報酬を上げないで、我々は別にボランティアなわけではないと思うのですけれども、そうしたときに、積極的にしっかり報酬を上げて、そのお金をどういうふうにするかということもあるのですけれども、反対をして、しれっとその報酬をもらっている方がもし議員としているのであれば、私はそちらの方が人間的にどうなのかなと思ってしまうことがございます。別に反対する意見は、そのとおりでいいのですけれども。

区民の皆さんは何か大きく勘違いをしていて、我々が報酬を上げて、賛成をした人だけが上がっているという声も我々聞きますので、これは公の場でしっかり言っておきたいのは、報酬が上がったときは議員全員の報酬が上がるわけですよ。もちろん反対された方で、私の隣にいる議員は、その上がった分だけ他自治体に寄附したりとかという、もちろんそれというのは私は筋が通っていると思うのですけれども。上がったのは反対をしてるけれども、その使い道がどうなっているか分からないということに関しては、私は区民の皆様もしっかりとそういうのは分かっていたきたいと思うので、ちょっと発言をさせていただきます。

した。

先ほど言ったように、区長、副区長の給料が上がってなくて、区長の中で、もらっている中でやっていますという話なのですけれども、やっぱりこれに関しては、私、区長はトップですので、少しそこら辺は副区長のこともあるのかもしれないけれども、別に給料が安いから仕事をしないということではないと思うのですよ。多分、区長の仕事は区民の皆様によく認められていると私は足立区の中で思うので、そこをしっかりと、逆に区長も上げていって、これから物価高対策にしっかりと寄与していくのだということをやらないと、議員もそうですけれども、裕福でお金がある人だけが議員になっちゃったりとか、そういう役職に就いちゃうようなイメージになってしまうので、しっかりと。ビックマックも、世界の基準的にいうと、今日かな、昨日かな、500円になったのですよ。二、三年前まで400円だったので、普通に考えれば25%物価が上がっている。私、政務調査費のこともちょっとこっだけ話をしたいと思うのですけれども、紙代も上がってるし、いろいろなものが上がっている中、多分行く会費も上がっていると。要するに、私たちだって当然出費は増えているわけですから、私たちの議員報酬が上がって好きに使えなお金が増えたというイメージよりも、ほかに使わなくてはいけないお金もいっぱい出てきていると思うので、これに関しては、ここで話してるのは区民の皆様にもしっかりと御理解いただきたいなということでお話しをさせていただきました。

何よりも、反対した人たちも、賛成となった場合には給料は上がるということです。間違いないですね、最終的に。

- 区議会事務局長 伊藤委員おっしゃるとおりでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○伊藤のぶゆき委員 ありがとうございます。

○土屋のりこ委員 今伊藤委員から、受け取らないというふうなこともありましたけれども、預金に入れるということと、法務局に供託するというのもできて、私はそれをやってきているのですけれども、そういうやり方もあるので、受け取りたくない議員の方は、やり方をお知らせします。言ってください。

それで、第32号議案で、私もなのですが、改定額の算出方法、令和7年特別区人事委員会勧告に基づきということなのですが、これ、民間に準拠してというのですが、3.4%の改定というのは大きいかなと思うのですけれども、毎年毎年3.4%ときているわけではないかと思うのですが、その基準に変化があったのでしょうか。

○人事課長 土屋委員おっしゃるとおり、毎年毎年★★%というわけではございませんで、前年度、ごめんなさい、今手持ちでないのですけれども、これは平成の前期の、久しぶりの上げ幅だというふうに認識しております。

○土屋のりこ委員 それは、民間企業の規模が50人★★に変わったということなのでしょう。

○人事課長 それもあるかと思っております。

○土屋のりこ委員 そうなると国の方もそういうことで、より大企業に寄せてということになってきているのですが、そうなると、小さな規模の会社はこの民間給与の中に含まれていないということになって、それによって給与水準がより大きな会社、よりもうかっていると言えるかどうかあれですけれども、高くなっていると、上げ幅も大きくなっているということかと受け取っています。

区内の零細企業、小さな民間というところが実態から切り捨てられているという中で、職員の方に関しては、大きな企業ですので、そういった大企業に寄せていくということで理解はするのです

けれども、既にこれまでも質疑でありました高い報酬である議員としては、それはいかなるものかということだと思うのですが。

今回の議員報酬値上げの民間比較の根拠という中に、一人親方や零細企業という小さな企業の給与実態というのは含まれていないということで理解してよろしいでしょうか。

○総務課長 今回、人事委員会勧告を基に考えをしておりますので、そういった中小の規模が小さいところは恐らく含まれていないものと認識しております。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

○岡安たかし委員 私も確認させてもらいたいのですけれども、分かる範囲で。今の土屋委員の話にちょっと関連するのですが、この人事委員会勧告、第32号議案の、特に改定の算出方法で6ページの下に書いてある令和7年の特別区人事委員会勧告に基づきと、この人事委員会勧告の算出方法、事前に調べればよかったのですけれども、分かる範囲で今教えていただければと思うのですが。

民間の、例えばですよ、資本金幾ら以上の何社をベースに、何パーセント上がったからどうかとか、その辺が分かれば教えてください。

○人事課長 令和7年4月につきましては、特別区内の1,162の民間事業者を調査をして、調査管理者が704事業者ということですので、700事業者程度を参考にして算出しているという形になります。

○岡安たかし委員 これは、さっき言った資本金だの従業員数だのという、何か条件があるのでしょうか。

○人事課長 基本的に企業規模、従業員の人数で選定しているという形になります。

○岡安たかし委員 なので、どういう基準かを聞いています。何人以上の、回答があった704社で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すか、というのが分かれば。

- 人事課長 100人以上でございます。対象規模の従業員の人数が100人以上の企業というところになります。
- 総務課長 今岡安委員のおっしゃった人数規模以外のものというのは、特に勧告にも明確にはなっていないものがあります。恐らくは人数だけを基準に考えているものと思われま。
- 岡安たかし委員 これが何年間の平均で3.4%上がったということなのですか。令和7年、1年間で上がった分ということでよろしいのでしょうか。
- 人事課長 岡安委員おっしゃるとおりでございます。
- 渡辺ひであき委員長 よろしいですか。他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 渡辺ひであき委員長 他に質疑なしと認めます。次に、各会派の意見を求めます。
- 伊藤のぶゆき委員 賛成です。
- 岡安たかし委員 国会議員の報酬がどうなのか、また、都道府県議員、都道府県会になると、東京都と、では高知県、島根県はどうなのかと、これはやっぱり全然、風土も環境も違う中での考え方になる、23区の中ですら区でも違うわけですよ。山の手と江東6区というのはやっぱりまた違う、人口規模も違えば環境も違う。なかなか難しいなと思うのですが。先ほど言った人事委員会勧告が、民間ベースで調べたときに3.4%上がっているというのを基に審議会で答申が出されたというのは、これはこれでちゃんと受け止めていいのだろうなと私は思っておりますし、我が会派としてはこれは賛成をお願いします。
- はたの昭彦委員 第32号議案と第36号議案については反対、それ以外については賛成というこ

とです。

第32号議案の議員報酬については、先ほど述べたように、物価高騰の中で区民生活が厳しい中、足立区の議員の報酬というのは決して低い部分ではないと。第32号議案、皆さんがそういう状況を鑑みて反対だと言え、議員報酬の引上げを止めることができるわけですから、それをもって、しれっともらっているというようなことには当たらないと思います。区民の生活を考えて、議員として意見を表明するというのは大事だというふうに思います。

以上。

- へんみ圭二委員 第32号議案のみ反対でお願いします。

私も議員報酬は永久に凍結すべきだということを行っているわけではありませんが、しかしながら、先ほど質疑でも申し上げましたが、区民所得とのバランスですとか、2年連続で改定することの必要性、それと、報酬を上げずに据置きを続けている区長との対比、それと遡及の合理性、これらについて区民の皆さんの納得というのが十分に得られるものではないのではないかとことから、第32号議案については反対をいたします。

- 川村みこと委員 賛成です。
- 土屋のりこ委員 第32号議案に関しては、やはり区民の状況との格差がより開いてしまうのではないかとこのふうにも思いますし、私個人としても議員報酬は高過ぎると、半分ということを掲げていますので、第32号議案には反対します。

それ以外はマルで。

- 渡辺ひであき委員長 それでは、次に採決いたします。この採決は3回に分けて行います。まず、第12号議案、第33号議案、第34号議案、第35号議案、本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

続きまして、第32号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

続きまして、第36号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、第13号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○足立保健所長 衛生部、都市建設部の議案説明資料2ページをお開きください。

第13号議案について御説明いたします。

項番2、改正内容を御覧ください。引用している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、項ずれが生じたことにより、足立区事務手数料条例の一部を改正するものでございます。

手数料の額に変更はございません。

3ページ目は新旧対照表の案になります。

私からは以上となります。

○建築室長 4ページをお願いいたします。

同じく、事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

マンションの建て替え法の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、マンション建て替え法の名称が再生法に改められるとともに、マンション等の管理及び再生の円滑化等を図ることを目的に必要な規定の整備が行われまして、当該法律に条ずれが生じております。このため、本条例の別表第5の112項につきまして、引用する法律の条項を修正いたします。

併せまして、要除却認定マンションの建て替えや更新を誘導するため、これまでは容積率の特例許可が定められておりましたが、今回これに加えて各部分の高さの特例許可が追加されておりますので、同項の記述を修正いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成でお願いします。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、第14号議案 足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例を単独議題といた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

します。また、報告事項、(6) 足立区いじめ等特別調査委員会答申についてが本議案と関連しておりますので、併せて執行機関より説明を求めます。

○総務部長 総務部の資料の3ページをお開きください。

第14号議案でございます。こちらは、足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例でございます。

これにつきましては、特定の案件につきまして、特別な調査をするために設置した条例でございます。今般11月に答申が出されましたので、その目的を果たしたということで本条例を廃止するものでございます。

この関連で、内容につきまして、総務委員会の報告資料として今回提出をしているところでございます。

総務部の報告資料の2ページをお開きください。具体的なこの案件についての御報告となります。

まず、答申の要旨について御説明いたします。

いじめの存否、それから、教職員による不適切な行動の存否、これらについての有無が示されました。いじめを見いだすことはできなかった、それから、教育的配慮の点で不十分なところがあったというものが示されておりますが、そこが徹底したいじめと死の関係というところで因果関係を見いだすことというのは非常に難しい状況でございました。具体的には、自死といじめの因果関係というところに書かれておりますけれども、教職員の指導が本件生徒の自死の原因になったことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料は見いだされなかった。また、本件生徒が自死に至るまでの心理的な機序にいかなる影響を与えたかについても明らかにすることはできなかったということで、非常にもやもやした感じもございま

すけれども、見いだすことが難しかったというのが本件の結論でございます。

このプロセス、それから結論のことを踏まえまして、事案への対処、教育委員会、それから、足立区いじめ等特別調査委員会区長部局での調査については、十分ではなかったというような結論をいただいておりますので、これについて、教育委員会あるいは区長部局でも、いじめに対しての対応策というのを今後また考えていかねばならないという状況となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成でお願いします。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、第37号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○総務部長 総務部の議案説明資料の38ページをお開きください。

第37号議案でございます。こちらにつきまし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ては、管理職の職務、職責を重視した給与体系の実現と早期昇格の処遇改善を図るための職員の給与改定でございます。

具体的には、主な内容のところを御覧ください。5級である課長級、6級である部長級の給与の改定となります。いずれも初号近辺の号俸をカットしまして、給料月額を引き上げるといったような内容でございます。特に6号の部長級につきましては、これまで細かく号給が分かれておりましたけれども、これを★★にぎゅっと短縮するような、大きくくりするような形になりましたの改定となっております。

施行につきましては、令和8年4月1日となっております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成です。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第38号議案 足立区子ども計画審議会条例を廃止する条例を単独議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○あだち未来創造室長 恐れ入ります、政策経営部議案説明資料の15ページをお開きください。

第38号議案でございます。足立区子ども計画審議会条例を廃止する条例でございます。

廃止理由といたしましては、足立区子ども計画を策定するために令和6年8月から審議会で御議論いただきましたけれども、令和7年9月に答申が提出され審議会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止するものでございます。

施行年月日は令和8年4月1日。

今後でございますが、足立区子ども計画審議会条例施行規則を廃止させていただきます。

16ページをお開きください。

併せて、足立区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の中に、子ども計画審議会の委員の日額の報酬が記載されておりますので、削除させていただくものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成です。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定を

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いたしました。

次に、第39号議案 本庁舎北館大規模改修工事第2期請負契約、第40号議案 本庁舎北館大規模改修電気設備工事第2期請負契約、第41号議案 本庁舎北館大規模改修機械設備工事第2期請負契約、以上3議案を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○総務部長 総務部の資料にお戻りください。89ページになります。

第39号議案でございます。北館の改修の第2期工事請負契約でございます。

契約の相手方は、白谷建設株式会社でございます。

契約金額は8億4,700万円。

工事の内容でございますが、6番のところを御覧ください、内装改修工事ほか記載の内容となっております。

次に、91ページをお開きください。

第40号議案でございます。こちらは、同施設の電気設備工事第2期請負契約でございます。

こちらの契約の相手方は、幸信電気株式会社。

契約金額は4億1,690万円でございます。

工事の内容は、照明のLED化ほか記載のとおりでございます。

次に、93ページ、第41号議案でございます。

同じく、機械設備工事第2期請負契約でございます。

契約の相手方は、やんま株式会社でございます。

金額は4億9,159万円でございます。

工事の内容でございますが、空調設備改修工事等記載のとおりでございます。

なお、この案件につきましては、低入札価格調査の対象案件となっておりましたが、問題がないことを確認しております。

私から以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 それぞれ北館の第2期工事ということなのですが、今工事をやってる業者と全部同じ業者という理解でよろしいでしょうか。

○契約課長 はたの委員おっしゃるとおりで、1期工事と2期工事、結果的に同じ業者となっております。

○はたの昭彦委員 それで、白谷建設の工事内容に外構工事や2階のペDESTリアンデッキという、恐らく2階から、道路を挟んで向こう側の歩道橋みたいなことで、歩いていても大分傷んでいるというようなことは思っていたのですけれども。

実際に改修工事をやるとなると、通行止めか何かしないと工事ができないような、普通、歩道橋はそういうふうにしてるのですけれども、そういう工事内容でしょうか。

○中部地区建設課長 はたの委員御発言のとおりで、一時的に通行止めにさせていただく必要があるかと。

○はたの昭彦委員 すみません、大変★★になると思うのですけれども、具体的にはどれぐらいの期間、通行止めになるのですか。大体でいいのですけれども。

○中部地区建設課長 まだ業者と直接打合せしておりませんのでちょっと何とも言えませんけれども、感覚的には1か月ぐらい掛かるのかなという認識でございます。

○はたの昭彦委員 何年か前の予算書か何か見たときに、バリアフリー化ということでエレベーターを反対側に付けるような検討もされているというような話がされていたのですが、それについての今後の見通しというのはどうなのでしょう。

○施設営繕部長 将来的な話と認識しております。また向こうの別庁舎の建て替えの時期ですとか、今すぐにといとなかなかやはりいろいろな、国

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

道の関係ですとか交通量の関係でできないので、バリアフリーのことは今後しっかりと考えていく、その時期にやっていければなという段階で、まだ具体的にいつやろうというところまではいってございません。

○はたの昭彦委員 分かりました。

○渡辺ひであき委員長 何かほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成です。

○岡安たかし委員 賛成ですけれども、工期は契約締結の翌営業日からということで、ただ、業者もある程度工期というのは事前に示して、それに対しての入札だったと思うのですが、そこがずれば、大変に業者の方も、できないというか無理がある工事になってしまいますので、当初の予定どおりでしっかり進めていただきたいということを要望して、賛成をお願いします。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第42号議案 庁舎ホール床機構制御システムの更新について、第43号議案 遮熱レースカーテンの購入について、第44号議案 災害用備蓄包括管理事業について、以上3議案を一括

議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○総務部長 同じ資料の96ページをお開きください。

第42号議案でございます。庁舎ホール床機構制御システムの更新でございますが、三菱重工機械システム株式会社が契約の相手先となります。

金額は2億4,750万円でございます。

特別な技術が必要な、この会社でないとできないお仕事ということで、特命随意契約となっております。

契約の内容は、8番でございますが、庁舎ホールの床機構制御システムの更新ということで、部品等の更新その他となっております。

次に、97ページ、第43号議案でございます。遮熱レースカーテンの購入でございます。

こちらは、契約の相手方は、むつみ室内装飾店、金額が6,930万円でございます。

こちら契約の内容でございますが、遮熱カーテンを学校の暑さ対策のために導入するというものでございます。

次に、98ページになります。

第44号議案でございます。こちらは、災害用の備蓄包括管理事業でございます。

契約の相手方は、災害用備蓄包括管理事業共同企業体でございます。

金額は6億5,487万円余となっております。

こちらは、今年度の契約に引き続き特命随意契約で行うというものでございます。

内容としましては、備蓄の倉庫管理あるいは在庫の管理システム等を一括して委託して行っていたくというものになってございます。

私の説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○太田せいいち委員 私は、説明いただいた内容のうち遮熱レースカーテンの購入についてだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

こちらは指名競争入札ということで、落札率99.2%で、入札7社で、うち予定価格超過6社ということになっております。事前に御説明いただいた資料で、これに直接は関連しないのですが、各区の落札率が低い主な契約案件について契約課長から御説明いただいて、予定価格から大分差がある、落札率との差が大きい例としてカーテンの購入が挙げられていたかと思えます。

本件は、ほぼ100%に近いところで落札されているのですが、今回のこの入札案件で何か特別な事情があったのかどうかちょっと確認をさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○契約課長 委員の議員方に事前に他区の状況なども資料としてお渡ししておりますが、本案件については特にこれとって何か特別な事情があったというふうには認識してございません。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。ちょっとその辺が、カーテンは特に落札価格、見積りが難しいという説明を受けていたので、今回これだけを見ると難しくなかったというか、むしろぎりぎりの線を設定できているように思えるので、その辺の、そちらの説明とこちらの結果とがちょっと整合性が付かなかったのが、果たして本当にカーテンが難しいのかどうなのかも含めて一度検証していただくといいかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○契約課長 ほかの区では、カーテンの場合、実際聞いてみますと、例えば予算取りとか事前の下見積りを取るときには、なかなか本入札のときと乖離が出るという状況があるというのは聞いており

ますけれども、そういった状況もあるという一例でございまして、今回の場合は業者もある程度きちんと仕様の内容を確認して、落札率もかなり高い率でございますけれども、適切に入札ができたというふうには考えてございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。今の御説明を受けて、カーテンだから予定価格の決め方が難しいという理解はあまりしない方がいいというふうに受け止めました。

なので、今後、予定価格を決める上で難しいものもあるでしょうけれども、こういったところを見極めるべきかというところは、今回のこれは置いておいて、引き続きしっかりそこは検証し続けていただくということを要望させていただいて、質問を終わりたいと思います。

○渡辺ひであき委員長 他に。

○伊藤のぶゆき委員 すみません、ちょっと気になったので確認だけさせていただきます。庁舎ホールの床機構制御システムというのは、基本的に特命随意契約というのはここしかできないから特命随意でやっていると思うのですが、これが外れるということは、要は大規模改修しても全体的に変えない限りは、この床機構をやるのはずっとここだということで、まず第一前提としていいですよ。

○施設営繕部長 御発言のとおりでございます。

○伊藤のぶゆき委員 その中で、多分そうなるの見積りも、言われた金額なのでしょうけれども、細かい話をします、この予定価格の後に(事後公表)と付いているのが、何でこれ事後公表と付いているのだろう。

○契約課長 随意契約ではございますけれども、予定価格等については契約の後に事後に公表するものでございますので、事後公表というものでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○伊藤のぶゆき委員 基本的には三菱重工機械システム株式会社から出された金額でオーケーなのだよね、基本的には向こうの。

○契約課長 すみません、まず下見積りなどを所管課で取って、実際に随意契約する際には、特命随意契約であっても改めて本見積りを出していただいています。なので、実際は予定価格と金額が変わる場合もございますので、そういったことから、今回については同額ではございますけれども、予定価格については事後公表とさせていただいているものでございます。

○伊藤のぶゆき委員 分かりました。分かったような、分からないような……。

○岡安たかし委員 随意契約の契約の手続、推移については、あまり追ってもしようがないので。

ただ、今伊藤委員から言われたとおり特命随意契約が続くわけですから、更新がどれぐらいの頻度で、例えばですけれども10年ごとだったら、三菱は必ず10年後にはうちだということである程度算段が付いちゃうのですけれども、どれぐらいの頻度なのか、これ。

○庁舎管理課長 様々な部品や項目がございますが、★★の目安というのが大体10年とか7年とかいろいろと時期がございます。

今回は、それらを一括してやるということですが、本庁舎が建てられた約30年前からずっとそのままだったということで、大切に維持してきたものでございます。それらを今回一気に交換するというものでございます。

○岡安たかし委員 あまり細かいことを言ってもあれなのですけれども、更新のタイミングは、やはり三菱の、業者の意見というのが大きいのですか。

○庁舎管理課長 もともと設置した事業者でもございますし、今まで30年間不備なく過ごしてきたということもございまして、この業者においては

問題がないかというふうに考えております。

○岡安たかし委員 いや、ですから変な話。いや、あまり言ってもね。だけれども、業者の方である程度、更新時期をコントロールできちゃうのではないかという、うがった見方をすればですよ、という危惧はするのです。

もちろん不調が起これば、それは当然修理に来てもらって、これはもう修理では駄目ですよとなれば更新だねとなるのでしょけれども、不調が起きるタイミングさえもできちゃうのかなという、そこまで考えるのはちょっと、あまりにもひどい話かなとも思うのですが、でも、随意契約だからこそこまでできちゃうのではないかなという危惧があるので、ここは業者としっかり、随意契約なのだから頼むよということと、あとは、やっぱり値引き交渉はやってもらいたいなと、しっかり。恐らくあまりやってないと思うのですよ。これぐらい掛かると言われたら、しょうがないですね終わっちゃうと思うので、しっかり値引き交渉もしていただいて、次回は少し、1割ぐらい下げるとか何かお願いしますよというような交渉をしっかりやってもらいたいなと思いますので。これは要望です。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 私から1点だけ、第44号議案 災害用備蓄包括管理事業について、一番最後の、100ページに購入品目の一覧表がございますけれども、これ、単価を入れれば区民の皆さんにもっと説明がしやすいというふうに思いますが、いかがですか。

○防災戦略課長 こちら単価につきましては、積算する上で単価1つ1つ決めておりますので、こちら記載できるかどうか検討させていただければと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○渡辺ひであき委員長 よろしくお願ひいたしす。

それでは、次に各会派の意見を求めます。

○伊藤のぶゆき委員 賛成でお願いしす。

○岡安たかし委員 賛成です。

○はたの昭彦委員 賛成です。

○へんみ圭二委員 賛成です。

○川村みこと委員 賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 これより採決いたしす。

本案は、原案のとおり可決すべきものとする
ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、原案の
とおり可決すべきものと決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を
認めます。

[執行機関一部退席]

○渡辺ひであき委員長 次に、請願・陳情の審査に
移ります。

5受理番号18 日本政府に核兵器禁止条約に
署名・批准を求める意見書の提出を求める請願を
単独議題といたしす。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化ございますか。

○総務課長 特に変化はございません。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 それでは、次に各会派の意
見をお願いします。

○伊藤のぶゆき委員 継続でお願いしす。

○岡安たかし委員 継続でお願いしす。

○はたの昭彦委員 引き続き採決でお願いしす。

○へんみ圭二委員 継続です。

○川村みこと委員 継続でお願いしす。

○土屋のりこ委員 採決でお願いしす。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決い
たしす。

本請願は、継続審査とすることに賛成の方の挙
手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よっ
て、本請願は継続審査とすることに決定をいたし
ました。

次に、5受理番号26 希望する自治体が職員
の定年を65歳から70歳まで引き上げることが
できる制度を導入するよう国に意見書の提出を求
める陳情を単独議題といたしす。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

○人事課長 特に大きな変化はございません。

○渡辺ひであき委員長 それでは、質疑何かござい
ますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見を願ひます。

○伊藤のぶゆき委員 継続でお願いしす。

○岡安たかし委員 継続でお願いしす。

○はたの昭彦委員 継続でお願いしす。

○へんみ圭二委員 継続です。

○川村みこと委員 継続でお願いしす。

○土屋のりこ委員 継続でお願いしす。

○渡辺ひであき委員長 では、これより採決いたし
ます。

本陳情は、継続審査とすることに御異議ござい
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、本陳情

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は継続審査とすることに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

DX推進に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、報告事項を議題といたします。

初めに、東京女子医大関係者から区長等への接待・会食・金品授受などに関する公益監察員による調査結果についての質疑を行います。

それでは、総務部長から説明を求めます。

○総務部長 総務委員会報告資料の総務部の分の9ページをお開きください。

東京女子医大関係者から区長等への接待・会食・金品授受などに関する公益監察員による調査結果について、御報告を申し上げます。

調査の経緯でございますが、令和7年3月、1年前の予算特別委員会におきまして、東京女子医大関係者から区長をはじめとする幹部職員を含む区職員への接待や会食、金品授受などはなかったかというやり取りがございまして、これを受けて調査を行ったものでございます。

調査につきましては、公益監察員に調査をお願い

するという形を取りまして、令和元年から公益監察員を務めている金子弁護士に調査を委託することといたしました。補助員が付いての3名の調査となっております。

調査の若干の経緯をお話しさせていただきます。

3番になりますけれども、平成26年から現在までの間に誘致及び補助金交付の事務を担当していた政策経営部等の職員、★★並びに足立区の補助金の交付審査会の委員をされていた方、97名に対してアンケート調査を行いました。また、それ以前に資料の御提供などもしておりまして、それらを踏まえて、関与した職員10名及び区長に対するヒアリングを実施したというのが調査の概要でございます。

調査の結果でございます。

調査の結果につきましては、区側の病院誘致の意向と東京女子医大側の移転の必要性とが一致した結果として実現したものであって、補助金の内容を含む用地条件の策定や補助金の交付手続については、区議会の皆様の御賛同を得るとともに議会の承認及び区職員以外も関与する審査会での手続を経ており、これらの過程において客観的に不正を認めるべき事実は確認されなかったというものでございます。

また、会食につきましては、会費制であり、収賄罪における賄賂も存在しない。また、社会通念上許容される飲食の提供を受けることは賄賂に該当しないという内容を頂いております。

次に、物品の授受でございますが、これはいずれも区長、副区長に対するものであって、部長以下の職員に対するものではない。これらの物品の享受は収賄罪が成立するものではなく、利害関係者等との接触に関する指針を区は定めておりますが、その内容にも抵触するものではないという結果を頂いております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

また、次のページ、記念式典における会食、物品の授受につきましては、令和3年11月に病院等の竣工記念式典に参加した部長級職員の中に、式典において弁当の提供等を受けた者がいたということですが、令和3年4月から新たに接触に関する指針を改定しておりましたので、そこで表現された申請書を提出して承認を得べきというところには合致していないものがございますが、事実上は区長や副区長も参加しており、上司による事実上の承認があったと言えるという内容でございました。書面での手続が行われていないことについては、是正するべきものとして御意見をいただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

- 渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。
- 太田せいいち委員 なる報告いただきました。また、報告書も拝見させていただきました。まずは、全体の確認をさせていただきたいというふうに思います。
- コンプライアンス推進担当課長 コンプライアンス推進担当課長を兼務しておりますので、お答えさせていただきます。
- 太田せいいち委員 今回の調査報告書の性格ですが、基本的には法律上の適法性、収賄罪等の検証が目的というふうに理解してますが、まず、その理解でよろしいでしょうか。
- コンプライアンス推進担当課長 今回の調査報告書の性格ですが、基本的には法律上の適法性、収賄罪等の検証が目的というふうに理解してますが、まず、その理解でよろしいでしょうか。
- 太田せいいち委員 今回の御説明では、法律上の適法性と、それから、区の様々な基準等に照らして適正であったかどうかの検証を行ったというふうに理解しました。

その上で、今回、調査の対象が区長以下の職員ということになっていますが、恐らく報告書を見

る限り、病院側の方ですとか、若しくは一定の決定に関わった議員等は調査の対象になっていないかというふうに思うのですけれども、こういった場合の調査として、こういったやり方は一般的なのかどうなのか、まずそこを確認させていただければと思います。

- コンプライアンス推進担当課長 調査の対象者等につきましては、公益監察員が様々な資料、調査の上、独立して判断したということで、今回のテーマである区長等に対する会食、物品の授受等があったかということについて、この調査の内容で明らかにできるというふうに判断したものと考えられます。
- 太田せいいち委員 今回の調査の目的に照らして、調査の対象は監察員の方が絞られたということだというふうに思います。

また、外見的に今回の事象を検証するという意味で、今回の件に関して内部通報若しくは外部通報等、該当するものがあつたのかなかつたのか、その事実関係を確認させてください。

- コンプライアンス推進担当課長 今回は、議会等で御質問をいただき、そういった疑惑がなかつたのかどうか、それについての調査を、公益監察員が内部情報の要綱に基づいて調査を行うということですので、具体的な通報があつてということではなくて、こういったテーマについて調査を行うということで、調査の手法として公益監察員が内部通報要綱に基づいて調査を行ったということでございます。
- 太田せいいち委員 ありがとうございます。では、内部通報、外部通報はなかつたという状況の中で、手続としてはそれに準じた形で外部機関として検証を行っていただいたというふうに理解をしています。

報告書も見ましたので、基本的にはそういう違

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

法性のあるもの、若しくは、現在区が持っている基準に照らして明らかな不正というものはなかったというか、手続上の瑕疵は認められるものの明らかな不正はなかったという結論かというふうに思います。それはそれで理解はしております。

その上で、本日も様々な報道も出ています。高市首相のお祝いのニュースとかもあります。これは今ホットな話題ですけれども、ここ数年、政治とお金の問題の様々な報道が出てきたことは皆さん御承知のとおりかというふうに思います。そういった中で、まず最初にそういった事案が出たときにニュースとかテレビで検証されるのは、そこに違法性があったかどうかというところだと思います。多くのケースで違法性はなかったというふうに説明がなされるのですけれども、それでも依然としてニュースで取り上げられる、ニュースバリューがある、どこにニュースバリューがあるのかというふうに考えたときには、政治家ですとか、また行政に携わる我々、私たちの中に求められるものとして、違法かどうか、そこを超えたところの、いわゆるモラルという倫理の面があるのではないかなというふうに思っております。

その意味で、今回、市民目線で見たとときに疑いを生じるようなことは、特に厳しく我々は律していく立場にあるのではないかなというふうに思います。報告書にも幾つかありますが、線引きは難しいのですけれども、お酒の授受ですとか、物品を受け取ったという事実はあったように思います。そういったときに我々に特に求められるのは、特に厳しく自らを律するという姿勢が求められているのではないかなというふうに思っています。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、質問に移ります。

特に違法性はないけれどもモラルが問われるといった事象があった場合に、こういった行動基準

とかマニュアルとかあるかもしれないのですけれども、そういった具体的な線引きが難しいものの中で、果たして行政が区民の信頼を確保するためにどうやって対応というか対応力を高めるか、そういった区民の疑義が生じない行政を行っていく、担保する上で、こういった取組ができるのか、今後の決意も含めてお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○区長 おっしゃるとおり、今、政治とお金の問題で、違法性以上にモラルが問われる、太田議員おっしゃるとおりだと思っております。今回、私自身、逮捕された理事長の当時就任祝賀会がホテルでありまして、会費3万円、これは自費で払い、そしてお祝いのお花1万1,000円ですか、ですから4万円少々お払いして出席いたしましたけれども、その後にお花も頂き、また、最後まで出席していただいて本当にありがたかったと、お礼ですということでスカーフを頂きました。そのときに、自分の中で大体とんとかかなという判断があったことは事実です。ただ、そこで、おっしゃるとおりモラルということ考えたときには、更に厳しく自分を律していくという姿勢が必要だと思っております。

これまで、例えば庁用車も使わずに、自分で基本的に私用車を用意して公務と政務を開けてきたというような姿勢で臨んでまいりましただけに、自分としても、この点については律するところが甘かったと言わざるを得ないと反省してるところでございます。私自身が更に厳しい姿勢で臨むことで、職員に対してもそういう姿勢を見せていかなければならないと思っております。特に、職員の場合には規則がございますけれども、私にはそれがございませんので、区民の皆様方の信頼を区政に★★いくためにも、更に厳しい姿勢で今後臨んでいきたいと考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

委員の皆様方には、この問題でお時間を頂くことになってしまいまして、大変申し訳ないと思っております。

○太田せいいち委員 最後にしたと思います。これは、今区長から深い決意のお言葉もありましたが、議員自身もしっかりと律していかなければいけない問題だと思っております。また、行政の立場としましては、どうやって職員の皆さんにしっかりと常に意識を高く持っていただくかという、たゆまぬ取組が必要かなというふうに考えておりますので、そこをしっかりと今後やっていただくというのを要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 今太田委員の方からいろいろあって、私たち自身も、しっかりとモラルとか、律しなくてはいけないというふうに思ったのですが、今回の東京女子医大の誘致については、私が思ったのは、一般的に区が仕事を発注する、受けるというのはまた別の観点で、足立区としてこの大学病院に来ていただきたいという、そういう要望があったということで、お互いの、どうやったら誘致できるのかということで話合いが進んでいったと思うのです。だから、報告書の中で、会費制で懇談会、会食ということで言えば、ざっくりばらんな場で相手の腹を探るみたいな話も一定必要だったのではないかなというふうには思うのです。

ただ、区民から見たときにどうなのかな、ここに会費制とあるので、そういう意味では区民から見るとどうなのかということがやっぱり大事だと思うのです。先ほど区長が言ったように、物を受け取るというときの判断というか、私たちも何かお祝いしてお返しがあると、とんとんだなというのがやっぱりあるわけですけども、それは私的な関係と公的な関係での話とはやっぱり違う話なの

で、そこは気持ちを新たにして、律していかなくではいけないなというふうに思います。

法的な件に関しては、報告書をずっと読んでみまして、法的には問題ないのだと思うのだけれども、先ほども言ったように、物の授受ですとかそういうことについては、改めて、区民から見て疑問を持たれないような対応が今後必要だと思いますけれども、改めてどうでしょうか。

○区長 おっしゃるとおり、甘いところがあったと考えておりますので、今まで以上に律していくという姿勢で臨んでまいります。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

○岡安たかし委員 私も何点か。この今回の調査、そして報告は、昨年、令和7年第1回定例会での、ある議員の本会議質問、その後の予算特別委員会での質疑が基になっていると理解しております。そのあたりのやり取りを全部調べまして、私なりに3つの論点があるのだろうと整理しました。

最初に、1つ目が、今更ながらの85億円の施設整備等補助金プラス、土地の20年間無償貸与、これの妥当性がどうだったのかというのが1点。

2つ目が、接待、会食、品物等の授受、これが補助金に影響を及ぼす賄賂性や不正があったのか、これが点2目です。

3点目が、接待、会食、品物等の授受そのものの倫理上の、太田委員が言った健全性、必要性、モラルがどうだったのかと。この3つで私整理しました。

報告書を見る限り、補助金の妥当性に関しては、議連をつくり、委員会や議会で議員も賛成してきた経緯もありますし、るる、そこに至るまでの説明も聞き、理解しての賛成ということで、報告書にもあるとおり、これはもう今更ながらの話、これを持ち上げるのはおかしいのではないかと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

2つ目、接待、会食、品物の授受等が補助金に影響を及ぼしたのか。これも、この報告書を見る限り、ないと理解するしかないなど。報告書以上のものが出ない限りですよ、これ以上のものを出すには警察が入り込むしかないのだろうなと思っています。

最後に残ったのが、太田委員やはたの委員が言われた、そういった会食とか品物を受け取ったものの倫理上の健全性というか、必要性とか、判断がどうだったのか、区民から見てどうだったのかというところになると思うのですが。この報告書では、いっぱい表現が出てきますけれども、「許容される範囲」という表現がされているのです、なので問題なしと。

幾つか質問したいのですが、この報告書の6ページから10ページあたりまで、旧指針・新指針が出ていますけれども、旧指針ではあったのに新指針ではなくなったものが、「打合せ等の業務が終了した後に場所を変えて会食する等の場合は職務上の必要性は認められない」★★なのです。これに関しては、旧指針は認められないとしていたのに、新指針ではそこは削除されたというのが、20ページの(ア)のところに書いてありますけれども、これは公益監察員に聞くのが一番ですが、説明を受けた範囲で、この指針をつくっているのは区側ですから、この点はどのように削除したのか教えてください。

- コンプライアンス推進担当課長 実はこの新指針は、令和元年に教育委員会の職員が建築会社の役員との間で贈収賄事件を起こしたということを受けて、コンプライアンス推進担当課と人事課の方で見直しを行って、そして令和3年に新たな規定としたものでございます。

その中で新しい部分としては、上司の承認を得る手続が決まっていなかったもので、書面で手続を

取ると、そういうことを決めて厳しくしたところでございます。また、区長・副区長については、★★で行動指針、それから原則を新たに定めました。

そういった厳格化を行った一方、実際、会議の後の、公式の会議などで意見交換ということというのは、先ほどはたの委員からもありましたが、実際に意見交換をするということは、いろいろな場面で必要性があったということで、他の自治体ではそこを規制しているところというのはほとんどないものですから、厳しくはする一方で、必要な部分は使いやすくすると、そういう観点で、その部分については削除したというふうに認識しているところです。

- 岡安たかし委員 私も旧指針の方がおかしいのだろうなというぐらいに、令和3年までこういうふうになっていたというのがちょっと不思議だなと思うぐらいなのです。一切認めないというのはどうなのかなという。

ただ、上司の判断、また上司たる最終的には区長に関しては、この新指針のところでも、10ページの上の段の9のところ、区長、副区長、教育長の倫理原則、行動基準に関しては、(1)は、3行書いてありますけれども簡単に言うと、廉潔性を保持しなければならないと。(2)は区民の疑惑を招くような行為をしてはならない。それで、区長や副区長、教育長は、その文言、規定に沿って、また御自分の倫理感に沿って判断をする。部下からの手続もその範疇の中での判断なのかなと思いますと、相当な御自分の倫理感、また本当に、廉潔性とここに書いてある、を持ってないと。近藤区長に関しては本当にそういうところはしっかりされていると私は理解しています。ただ、今後、そういうところが甘い区長が出てくる可能性もなきにしもあらずだと思っているのです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

この辺は区長独自の判断というのがかなり恣意的に入ってきちゃうような書き方だと思っちゃうのですけれども。ここをもうちょっと分かりやすく、また区民も納得がいくような、そういう改定をするというのはどうなのかなと思って。この辺の御意見はどうでしょうか。

- コンプライアンス推進担当課長 この9番の、区長、副区長及び教育長の倫理原則及び行動基準は、参考にしましたのは、現在の大員、副大員、政務官の基準、こちらを参考に作成したというところでございます。経緯はそういったことでございます。
- 岡安たかし委員 ごめんなさい、あと2点だけにします。

これは所管の皆さんに聞くというよりは監察員に聞かなくてはいけないのですが、もし分かっていたら、21ページのイの会食の(ア)のところ、下の段、「また、本件において提供された弁当類の金額は不明であるが」と書いてあるのですけれども、これを分からないのかなと思うのですけれども、この辺ある程度金額というのは出せたのではないかなという、ヒアリングの段階で。どうなのでしょう、これは分からなかったのですか。

- コンプライアンス推進担当課長 これは、相手方の出しているものということになりますと、そこはちょっと分かりにくいということと、事実関係について必要な範囲でヒアリングを行ったということなので、その範囲で確認できたというふうに公益監察員の方は説明しているところでございます。
- 岡安たかし委員 最後にします。いろいろなところに書いてある「許容される範囲」、例えば21ページの(イ)ですか、ここにも、下の段です、社会通念上許容される飲食の提供を受けることはどうたらこうたらで、賄賂には該当しないという

ことで収賄罪も成立しないと。この「社会通念上許容される」というのがいっぱい出てくるのですよ、今回されていると。

許容される・されないというのはなかなか難しいなと思うのですけれども、この辺の区長の考えをお聞かせください。

- 区長 おっしゃるとおりで、それぞれの考え方によって許容されるかされないかということが出てくるかと思えます。その中で、数字的にどうか、何か具体的に、岡安議員御提案の指針を入れることで歯止めが掛かるのかどうかということについては、少々、他の自治体ですとか又は先ほど答弁させていただいた、国会議員の皆様はどうか等のルール等も参考に、あまり恣意的なものが入らないで、ルールがあった方が、正直に言って私どももありがたいという面はございますので、その辺のところは少しお時間を頂くことになるかもしれませんが、検討させていただきます。
- 岡安たかし委員 是非よろしくお願ひします。

それと、これ本当に最後、報告書の3ページの5番のところ、是正措置等の意見のところ、書いてあるとおり、報告書にも出てましたけれども、入札契約に関する不正行為等の有無等のアンケートの中で、職員の方が、利害関係者との接触に関する指針の認識・理解が不足している職員も少なくない、少なくないというのは多いということですよ、認識・理解ができていない職員は多くない。なので、これをしっかり、ここに書いてあるとおり、一般職員及び特別職の職員に対して改めて同指針の周知徹底に努めていただくことを要望するということなので、ここら辺も、是非こういうことをやって、スケジュールも含めてやっていくというのを示していただきたいと思ひますし、本当に周知徹底をしっかりとやっていただきたいというのを、これは要望です。終わりたいと思ひま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す。

○へんみ圭二委員 この問題については、昨年の第1回定例会でおぐら議員が質疑をしまして、調査をすることになったということですが、まず、この調査結果について、当初は3か月から4か月時間が掛かるというお話でありましたけれども、これ、丸1年掛かりました。

そもそも、かなりの人数に聞かなくてはならないということは分かっていた上で3か月から4か月で結果が出るということを議会に報告があったわけですが、その後、全くその報告についてのお話がなくて、1年掛かるのであれば、途中の段階でもう少し時間が掛かりそうだという説明は議会にすべきだったのではないのでしょうか。

○コンプライアンス推進担当課長 当初想定していた期間より非常に長く掛かってしまいまして、誠に申し訳ありませんでした。御指摘のとおり、途中経過をしっかりと御報告するべきだったと思います。

○渡辺ひであき委員長 ごめんなさい、2時間経過しておりますので、トイレに行かれない方は許可なく行かれてください。よろしく願いいたします。

○へんみ圭二委員 結局、丸1年掛かったというのは、どのような理由なのですか。

○コンプライアンス推進担当課長 公益監察員に確認したところ、今回の調査に当たって資料の請求、それから検討を重ねたと。それから、多数の対象者に対するアンケート及びヒアリングの実施に非常に想定を超える期間を要したというようなことがございまして、最終的にヒアリングについては7月から8月末に掛けて行いまして、それからヒアリング結果の取りまとめ、10月に再度のヒアリングを行ったというようなことがありまして、その後、調査報告書の作成を始めたというような

ことで、こういった長期間になってしまったということでございます。

○へんみ圭二委員 昨年の本会議でのおぐら議員の質問としましては、東京女子医大側から区の幹部職員、区職員への接待や会食、金品の授受などについてということで質問がありました。その答弁として総務部長からは、本件は接待等が問題になっているのではなく、区の職員について何か具体的な疑惑があるわけではないということで調査を行わないということで本会議では答弁があったのですが、その後、理事長が起訴されたということを受けて調査をするということになったという流れです。

ここで1つお伺いしたいのですが、おぐら議員が本会議質問をした際に、東京女子医大との会食、それから物品の授受について問うた時点で、区長や副区長は自らこの贈答品を授受したという事実は認識されていたのでしょうか。

○区長 今回の調査でお答えしたとおりです。ただ、先ほど申し上げたとおり、許容範囲の中でという認識ではございました。

○へんみ圭二委員 おぐら議員の本会議質問があった際に、そうした物品の授受というのがあった、それから会食があったというのは、区長、副区長もそうですし、会食に参加していた区の職員の皆さんでも、その事実というのは認識されていたということだと思うのですが、しかしながら、おぐら議員の質問に対して、その事実について触れられなかったと。

このあたりについては、議会に対する答弁として十分な説明であると、誠実な答弁であるというふうに思われますか。

○副区長 私の方も会食を行ったという事実と、それから物品を授受したということですが、社会通念上の範囲の中でということで、一般的な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やり取りというような認識で、調査結果が出るまで、そういったことでの認識だったということでございます。

○へんみ圭二委員 そのことは理解をしているのですが、おぐら議員が質問した際に、そうした物品の授受ですとか、会食があったのかということを質問した際に、その段階では調査をする必要がないということで調査をされていないということです。

そのあたりは、認識された上でそのような答弁をされたというのは、どのようなことなのでしょう。

○副区長 そのとき会食があったかという具体的な質問について、私あまり記憶はございませんけれども、事実としてはあったのですけれども、その記憶がちょっと定かではございません。

○区長 質問の趣旨ですけれども、確かにさっき申し上げた、調査結果に出ていたような事実はございましたが、それをもって、例えば東京女子医大に便宜を供与したり、又は不正な行為があったと、補助金の考え方や支出に不正があったということは全く私ども考えておりませんので、そういう意味でお答え申し上げます。

○へんみ圭二委員 おぐら議員の質問としては、不正があったかもしれないから調査をすべきだということではなくて、逮捕された理事長の問題がありましたから、それを受けて、東京女子医大の関係者と区の幹部職員、それから区の職員が、そうした付き合いがなかったのかということについて質問したわけですが。

そうすると、本会議答弁の前に、金品の授受ですとか会食の有無についての確認というのはせずに答弁をされたということですか。

○コンプライアンス推進担当課長 従来、実は1年前、令和5年にアクトという事業者が江東区で贈

収賄事件を起こしまして、足立区でも議員に頼んで指名競争入札に入ったという、公判の場でそういう証言が出たものですから、令和5年度に公益監察員が調査を行ったという経緯がございます。

今回質問いただいた時点では、そういった、逮捕の段階であってということで情報が出ていなかったために、私どもとしては、公益監察員にも実は意見等を聞いた上で、まだその調査をする段階ではないのではないかとこの助言もあって、そういった答弁をさせていただいたところでございます。

○渡辺ひであき委員長 へんみ委員、ごめんなさいね、ボリュームがあるようでしたら、休憩を1回挟みたいと思うのですが、どれぐらいの这种感觉でしょうか。

○へんみ圭二委員 ちょっと答弁次第になるので、どれぐらいというのはなかなか難しいものがあるのですけれども。

○渡辺ひであき委員長 そうですか。では、どうぞ続けてください。

○へんみ圭二委員 おぐら議員の質問としては、そうした金品の授受について調査をすべきではないですかと質問したことに対して、調査をする段階ではないというお話だったのです。

ただ、区長も副区長も、それから職員の皆さんも、そうした会食であったりとか物品の授受という事実を認識していたのであれば、その答弁も、調査をせずに、調査段階ではないということを使うというのは、答弁としての誠実性はいかなものかということは申し上げざるを得ないかと思えます。

もう1つ、会食の内容について、これは9件、会費制による会食が出ております。これを全てお聞きすると時間が掛かってしまいますけれども、逮捕された理事長との会食というのは、この中で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

どれぐらいあるのかというのはわかりますか。

○コンプライアンス推進担当課長 公益監察員に確認したところ、この18ページの中で、1番、2番、4番、そして12番、こちらに出席されていたということでございます。

○へんみ圭二委員 例えば一番最初、平成27年6月2日のホテルニューオータニでの会食に区長とA部長が参加をされていると。そして、そこにも理事長が参加をされておりますけれども。

ホテルニューオータニで、どのような料理と一緒にされたのか、そして個室なのかどうか、それから、A部長というのがどなたなのかということをお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○区長 何が出たか、和食か洋食かぐらいしか記憶がありませんけれども、たしかフランス料理か何かだったのではないかと記憶しております。個室だったのではないのでしょうか。会費1万円を私費で支払っております。

○コンプライアンス推進担当課長 職員の氏名については、これは内部通報要綱で守秘義務が課せられていることから、記号化しているものでございます。個人名を挙げることはできませんので、御了解ください。

○へんみ圭二委員 承知しました。

ホテルニューオータニ、立派なレストランがたくさんあって、いろいろ調べてみると、個室料というもの取られるということです。コース料金で大体、安くても1万円ということはホテルニューオータニではないようなのです。プラス個室料金も入ってくるとなると、会費1万円は、会費制として割り勘に足りていない状況が生まれると思うのですが、そのあたりについて、ここは問題性はないということですか。

○区長 おっしゃるとおり、そういう認識も頭をよ

ぎりましたので、ビューホテルのときも……。 (発言する者あり) ビューホテルのときにも先方から会費は1万円頂きましたが、丸々の金額を請求されるわけではございませんので、例えば消費税分ですとかそういったものをお支払いすることによってカバーできたかなというふうに考えております。

○へんみ圭二委員 会費制だから問題がないというふうにされている中で、何となくの感覚でカバーできているという、その会費制の在り方というのが、そもそも私としてはいかなものかなということも感じるのですが。

そこは、これまでも区長はそういった対応をされてきたということですか。

○区長 領収書を出して、その場で電卓をたたいて、幾つかで割りましょうということは、正直なかなか言い出せない雰囲気でもございますので、ただ、そうはいつでも今回こういうことで議論がされているわけですので、これからの在り方については、また考えさせていただきます。

○へんみ圭二委員 なぜこのようなことを申し上げているかといいますと、区長がどなたかお友達と会食をされるということで、きっちり割り勘をするということを申し上げているのではなくて、85億円という足立区史上最も大きな補助金を支出した法人の理事長とのお付き合いですから、そのあたりについては本当に最大限の配慮、気を付けなくちゃいけないことというのが多々ある中で、会費制の在り方ということについても今お聞きをしました。

先ほど、祝賀会にも私費で参加をされたということなのですが、これは公務での参加、それとも私的な参加、どちらになるのでしょうか。

○区長 あのとときも、確認したところ私費でということになりましたので、それをもって考えれば

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ライブートということになるかと思いますが、私も、区長ということで御招待いただいているということを見ると、向こうは私個人ではなく、区長という立場で御招待があったのだらうというふうにも考えられるのではないのでしょうか。

- へんみ圭二委員 区政運営上、必要な会合への支出というのは区長交際費も認められるわけですが、ここで区長交際費は使わなかったというのは、どのような観点なのでしょう。
- 区長 基本的に区長交際費を公費で負担するかどうかにつきましては、秘書課の方で細かく、時々、選管に確認したりしております。当時どういふふうを確認したかどうかということですが、私費でということになったのだらうと思います。

- へんみ圭二委員 先ほど申し上げたように、85億円という補助金を交付する先の理事長との私的な関係というものについては、重々に気を付けなくてはいけないというふうに思うのですが、そのあたり、区長は私的な関係はどのように考えられておりましたか。

- 区長 私的な関係というとは何かお友達のように聞こえることもあるかもしれませんが、全くそれはございませんでしたけれども、ただ、非常に難しい方でいらっしやいましたので、個人的な悩み事、病院経営等についてのお話を承るようなことはございました。実際に私どもの間で補助金のやり取りうんぬんについての話が出たということは、私記憶にございません。

確かに、おっしゃるとおりの関係性ということを考えれば、先ほどから申し上げているとおり、今以上の高い倫理感をもって臨むべき部分はあったかというふうには考えます。

- へんみ圭二委員 すみません、もう少しで終えますから、もう少しお聞きしたいと思うのですが。先ほど、フェラガモのスカーフをもらったけれ

ども、いろいろ考えてとんとんかなというふうには区長は感じられたということでした。副区長もこの祝賀会に参加されたということなのですが、副区長は、これは私費で3万円を支払って参加されているのですか。

- 副区長 私も会費3万円と花代を私費で支払っております。
- へんみ圭二委員 区長はスカーフを頂いて、とんとん、副区長は何か頂いているのですか。
- 副区長 祝賀会へのお礼といいますか、そういうことで分かりませんが、焼酎を1本頂いております。
- へんみ圭二委員 とんとんにならないのかなというふうに感じるのですが。

区長のみが高級品、フェラガモのスカーフを頂くことになったということについては、なぜかというのは理事長でないと分からないと思いますけれども、このあたりについてはどのように思われますか。

- 副区長 区長は東京女子医大誘致のために当初からずっと、区のためにということで誘致を議連と一緒に進めてまいりました。そういった意味で、区の代表としてのお礼ではないかというふうに思っています。

- へんみ圭二委員 今日はもう少し、この1点で今日は終わりにしますけれども、区長、副区長はじめ特別職が贈答品などを受領した場合に、その受領したものについての記録というものは、今まで全く取っていないということなのでしょう。

- 副区長 全く取っていないかどうかというのはちょっと定かではありませんけれども、例えば公費でいろいろなところに出てお礼の品をもらったりすると思いますけれども、それは秘書課に必ず届けておりますので、それは、記録に取っているかどうかは分かりませんが、しっかりと確認

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

はしているということでございます。

- へんみ圭二委員 社会通念上許されるということ
で報告書にもありますが、社会通念上どれだけが
許されるのかという判断はそれぞれで異なります
から、そこがしっかりとチェックできるような制
度を設けるべきではないかと感じるのですが、そ
のあたりはいかがお考えですか。
- 区長 先ほど岡安議員の御質問にもお答えしまし
たとおり、人それぞれ社会通念の考え方というの
は違うこともありますので、おっしゃるとおり、
どういうルールが入れられるのかどうか、ちょっ
と今具体的にはお答えしかねますけれども、検討
させていただきたいと思っております。
- 渡辺ひであき委員長 ほかに質疑ございますか。
- 川村みこと委員 昨年の予算特別委員会から本日
までの間に、様々、他の委員からも御意見や質問
が出ておりますけれども、改めて整理として確認
をさせていただきたいと思えます。
- 本件補助金は、条例及び要綱に基づいて所定の
審査手続を経て交付決定されたものであって、現
時点において手続の瑕疵は一切確認されていない
と、そういう理解で、改めてよろしいでしょうか。
- 副区長 補助金等の執行については、そのとおり
だというふうに認識しております。
- 川村みこと委員 今回の逮捕事案については、法
人の理事長の個人に関する問題であって、補助金
交付決定時点における区の判断過程そのものに違
法性があったとする事実は、現時点で確認されて
いないということです。
- 合っておりますでしょうか。
- 副区長 補助金の交付、額の決定を含めて、議会
に1つずつ諮りながら進めさせていただきまし
たので、この間の手続については瑕疵はなかったと
いうふうに認識しております。
- 川村みこと委員 分かりました。

区としては、補助金の交付後も、実績報告の提
出であったりとか内部確認であったりとか、必要
に応じた監査等を通じて適正な執行を確認する仕
組みづくりを有しているというようなことで合っ
ているか、確認させていただきたいと思えます。

- 副区長 いまだに東京女子医大とは、地域の方も
含めて、定期的に会合を開いて、医療機器の利用
状況とか細かく報告を受けておりますので、協議
会の方で毎年報告を受けておりますので、執行し
たものに対しては適正に使われているというふう
に認識しております。
- 川村みこと委員 分かりました。
- 今回の調査は、公益監察員により実施されたも
のだと思います。区の意向に左右されない形で客
観的にまとめられているというような整理でよろ
しかったでしょうか。
- コンプライアンス推進担当課長 御発言のとおり
です。
- 川村みこと委員 また、今後捜査が進展して、何
か捜査に協力するように依頼があった場合などに
ついては、改めて確認ですけれども、法令及び要
綱に基づいて必要な対応を検討したり実施してい
く用意が今もあるというような理解でよろしいで
すか。
- 副区長 基本的に、外部からの捜査等あれば、積
極的に協力する姿勢は変わらない状況でございま
す。
- 川村みこと委員 分かりました。
- 以上、いただいた答弁を踏まえると、足立区に
おいては補助金交付に関する手続は条例や要綱に
基づいて適正に進められてきたこと、そして、法
人内部の問題と区の行政手続とは区別して整理さ
れてきたということが改めて確認できたというふう
に受け止めています。
- また、今回の調査で、公益監察員による公平な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

観点で見ても違法性はなかったということが明確に整理されたというふうに理解しております。ですので、法人内部の問題と区の補助金行政の適否等を混合して議論を続けることは適切ではないというふうに強く感じております。

区民の信頼確保の観点からも、透明性と説明責任を意識した真摯な対応をこれまでも行っていたというふうに理解しておりますので、引き続きの対応を求めまして、質問を終わりたいと思います。

○副区長 今の御意見を承りました。

それと、先ほどのへんみ委員の、1年前のおぐら議員からの区職員への接待や会食、金品の授受等調査する必要はないかというこの質問に適切にお答えできませんでしたので、改めて説明させていただきますと、その件について、外部の弁護士に見解を確認したところ、本件は接待等が問題ではなく、区職員について何か具体的な疑義があることではないから現時点で調査を行う段階ではないとの御意見を参考にして、調査を行わなかったということでございます。

○へんみ圭二委員 そうなりますと、外部の弁護士に聞く前に、副区長も物品を授受していると自分の中で分かっていたけれども、自ら名のり出ることなく、外部の弁護士に相談をしたということではよろしいですね。

○副区長 おぐら議員の質問の中で、補助金の支出について再度検証すると思うがどうかということに続いて、接待等というお話がございましたので、そのとき私自身は、社会通念上の範囲内ではありますがけれども、確かに物品を受領しておりましたけれども、そういった認識で答弁の方は書かせていただいたところでございます。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

○へんみ圭二委員 はい。

○渡辺ひであき委員長 それでは、随分時間も経過をしているので、ここで休憩を取りたいと思います。再開は1時15分といたします。

午後0時25分休憩

午後1時12分再開

○渡辺ひであき委員長 定刻前でございますけれども全員おそろいですので、これから総務委員会を再開いたします。

★★報告事項、(1)から(3)、以上3件を政策経営部長から、(4)、(5)、以上2件をあだち未来創造室長から、(7)、以上1件を総務部長から、(9)、(10)、以上2件を危機管理部長から、(11)から(13)、以上3件を資産活用部長から、(14)、以上1件を施設管理部長から、(15)、以上1件を選挙管理委員会事務局長から報告を願います。

○政策経営部長 政策経営部の総務委員会報告資料2ページをお開きください。

行政評価の反映結果の御報告でございます。

今回、重点プロジェクト事業に対しましては、必要としている区民へ行き届く支援といった提言に対しまして、アンケートの実施やアウトリーチ等でサービスの向上につなげていくというような考え方をしております。そのほか、庁内連携や情報共有の強化、一般事務事業につきましては活動成果をはかる指標の妥当性ということで、こちらについても可能な限りアウトカムに近い指標の設定を目指して改善してまいります。

今後の方針でございますが、こちらの反映結果は2月下旬を目途に区ホームページで公表いたします。

続きまして、4ページでございます。

庁内横断的な外国人との共生に関するPT、こちらについての検討状況でございます。

項番1におまとめしましたが、4つの分科会で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

5つの方向性を出しました。1つ目は外国人の子どもの学びの保障、日本語学習支援の充実、また、足立区で生活する上で最低限知ってもらいたいルールの啓発、多文化共生の推進、外国人材の雇用支援、それから、民泊の適正運営のためのルール啓発でございます。5ページに、それぞれ詳細を表にまとめております。

こちらについては、令和8年度当初予算案に計上しているものもございまして、議決が得られた場合に実施していく考えでございます。

続いて、7ページ、今後の方針でございます。また進捗状況については御報告をいたしますとともに、多文化共生意識調査の結果等を基に推進計画策定を予定しておりますので、この改定内容も踏まえながら今後の取組を検討してまいりたいと思います。また、職員の理解促進も必要でございますので、庁内研修の実施を検討してまいります。

続いて、9ページでございます。

「あだち協創フロント」の取組状況でございます。

昨年8月に設置をいたしまして、約半年たったところでございます。項番1におまとめをしました、提案件数、1月31日現在で19件、そのうち、見込みも含めて実施予定のもの、実施のものが5件ございます。

10ページに事例をお示ししております。AIによる犯罪リスクの予測、また、防犯カメラの設置計画案の策定、AI活用によって政策の進捗を可視化する政策ダッシュボード等を進めているところでございます。

項番3、今後の方針でございますが、更に、民間のアイデアによって解決したい課題を庁内から募りまして、提案を募集してまいります。

私から以上でございます。

○あだち未来創造室長 恐れ入ります、政策経営部

資料の13ページをお開きください。

公益活動げんき応援事業助成金の個人向けコース設立についてでございます。現在、NPO活動支援センターの登録団体向けの助成金がございますけれども、新たに個人向けのコースを新設するという御報告になります。

理由といたしましては、基本計画のテーマである「やりたいことが叶うまち」の実現に向けて、団体だけでなく個人の「やってみたい」を後押ししてまいりたいと考えてございます。

14ページをお開きください。

3番に現在のコースとの比較を記載してございます。主なポイントですが、個人向けで上限3万円、年間33件程度。事前の相談先としては、「あやセンターぐるぐる」、「たけのつカー&パーク」の2か所を予定してございます。

今後のスケジュールですけれども、令和8年度の第2期からを想定してございまして、事前相談は6月24日から始めたいというふうに考えてございます。

最後に今後の展開でございますが、新しいコースでございますので、来年度運用しながら、その後については検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、16ページをお開きください。

「たけのつカー&パーク」の進捗状況についてでございます。竹ノ塚駅の高架下の公共用地についての御報告ですが、11月の総務委員会での報告から1点ちょっと変わったところがございます。

開館日についてですけれども、当初、週5日、火曜日から土曜日というふうに考えておりましたが、やはり日曜日に開けてほしいという声があるということと、逆に平日の必要性もありますので、開館を週6日に変更させていただきたいと考えてございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

主な利用条件ですが、単なる場所貸し利用だけではなく、地域プレーヤーとして育ていただくために、スキルの提供ですとか広報の協力ですとか様々な協力を求めながら、当面の間、利用料は無料としてまいりたいと考えてございます。

最後にスケジュールでございます。実は昨日、トレーラーハウスとキッチンレーラーの搬入が終わりまして、これからデッキ等の工事を行いまして、3月16、17日に議員の皆様向けの内覧会、3月22日に「ぐるぐる博」、4月の第3週からトライアル期間ということで進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

- 総務部長 総務部の報告資料の6ページを御覧ください。

指定管理者制度の改善の取組についてでございます。

令和7年度の取組結果でございますが、精算方法内訳、精算対象などの手続が不明確ということがございましたので、経費を分かりやすくするような新様式を令和8年から導入することといたしました。また、次期指定管理者への引継ぎのルールを徹底ですとか、評価の方法を見直すなどの取組を行っております。

7ページに記載しておりますが、令和8年度に取り組み課題といたしましては、大規模改修等における指定管理料の取決めなどのルールを改めて検討するなどの取組を予定しているところでございます。

私から以上でございます。

- 危機管理部長 それでは、危機管理部の報告資料の2ページを御覧ください。

件名は、足立区反社会的団体の規制に関する条例の施行状況についてでございます。

本件は、無差別大量殺人を行った団体の規制に

関する法律、いわゆる団体規制法で観察処分を受けた団体、すなわちアレフなどの団体を対象とする本条例におきまして、5年ごとに施行状況を検討し、廃止を含めて見直しを行うという規定がございますので、その見直しの結果、現行のまま存続させたいということでございます。

項番3には条例を存続させたい理由、4ページをお開きいただきまして、見直しの★★といたしまして検討の詳細を記載してございます。

2ページに戻っていただきまして、項番4、5には本条例の目的と概要、3ページにまいりまして、項番6、7には本条例の運用経過と施行状況を記載してございます。

今後につきましては、今週土曜日のアレフ対策住民協議会による抗議行動をはじめ、来年度には団体規制法に基づく観察処分の更新・継続を求める署名活動が予定されておりますので、引き続き、全庁挙げて協議会や住民の皆様への支援を継続してまいります。

続きまして、9ページを御覧ください。

件名は、「足立区安全安心パトロール実施要綱」の制定についてでございます。

本件は、町会・自治会、PTAなど自主的に活動いただいております、青パトでのパトロール活動に関する実施要綱を定めたことを報告するものでございます。

制定の背景といたしまして、更に安全かつ適正に活動を行ってもらうため、事故を起こした際の保険適用や安全性を高めるための規定を盛り込んだ内容となっております。

今後につきましては、本要綱の制定について、パトロール隊員をはじめ地域の皆様へ丁寧に説明していき、令和8年7月からの施行を予定しております。

私からは以上でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○資産活用部長 よろしくお願いたします。

資産活用部資料の2ページをお願いいたします。

区有地等利活用基本方針の改定についての御報告でございます。令和元年に改定した利活用方針でございますが、本編、資料編につきまして、今回改訂をいたしましたので御報告でございます。

本編は、4年後に中間検証、8年後に改定を行うということでローリングをしていきたいと思っております。また、資料編につきましては、毎年、更新をさせていただきたいと思っております。

1の目的は記載のとおりでございます。2の主な改定内容でございます。本編につきましては、ア、利活用の進捗状況と検証を行ったところ、また、イについては今後の方針ということで、新たな3つの柱を今回設置させていただきました。資料編につきましては、イ、今後活用する施設の検討状況に応じた★★修正を行っていくということでございます。

参考表についてでございますが、この後速やかに区のホームページに掲載し、周知をさせていただきたいと思っております。

3ページ目を御覧ください。

北鹿浜小学校跡地活用に係る進捗状況についての御報告でございます。

令和7年4月1日より「みんなの廃校」プロジェクトに登録し、その後の対応状況でございますが、表にございますとおり、問合せ件数は52件、現在引き続き継続して検討している件数が7件ということでございまして、事業者の主な業種は記載のとおりでございます。

(2) 継続検討事業者へのヒアリング結果については、ア、活用を希望する主な内容ということで、記載のとおり、インターナショナルスクール、あと、文教施設の活用の可能性が示されております。

イの事業者の主な反応ですが、(ア)から(エ)、記載のとおりでございます。

(3) 今後の方針でございますが、この取組を経て、令和8年度に活用事業者の公募の実施に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

4ページを御覧ください。

これから公募を行うわけでございますが、公募で事業者が決定するまでの暫定利用として、危機管理課の感染症対策物品等を体育館に一時保管させていただくということで、取組を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、令和8年度足立区土地開発公社の事業計画及び収支予算についてでございます。

恐れ入りますが、別添資料の「令和8年度足立区土地開発公社事業概要収支予算説明書」ということで、横の資料を御覧いただきたいと思っております。

お開きいただきまして、まず1ページ目でございますが、こちら土地開発公社の概要になっておりますので省略させていただきたいと思っております。

2ページを御覧ください。

令和8年度の主要事業計画についてでございます。1つ目の用地取得につきましては、107.73㎡、3件ございますが、予算についてはゼロ円ということで、地権者の同意が得られた暁には予算計上をさせていただきたいと思っております。

2の公有地処分事業でございますが、1件、421.44㎡でございまして、2億5,396万円ということで、こちらは千住大川端事業用地の区への処分という形になります。

3点目の公有地活用事業については、1件で、2111.38㎡。こちら、西新井駅西口の駐車場の関連用地でございまして、11月末までの契約となっております部分の予算として2,296万8,000円を計上させていただいております。

3ページについては取得等の位置図を載せさせ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ていただいております、4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

収支予算でございますが、収入につきましては経常的収入、それから資本的収入ということで、合わせて6億★円ということで計上させていただいております。

支出につきまして、収益的収支と資本的収支でございますが、特筆するところでは、予備費といったしまして1億円、足立区へ寄附ということで現在予算を計上させていただいております。

また、準備金でございますが2億3,800万円余ということで、こちらも計上させていただきながら運営をさせていただきたいと考えておるところでございます。

私から以上でございます。

○施設営繕部長 施設営繕部の資料をお開きください。2ページになります。

件名につきましては、本庁舎内のコンビニエンスストア設置についてでございます。

所管部課名については記載のとおり。

設置方法でございますが、区有財産の建物の一部を貸し付けるということでございます。

2、設置場所。設置予定場所でございますが、次ページをお開きいただいて、3ページを御覧ください、正面玄関を入りまして右側、エスカレーターがあるところの右肩に昔PCR検査をやっていた場所がございますが、こちらでやらせていただければなと思っております。

それから、設置及び貸付期間でございますが、記載のとおり。貸付期間は7年を予定してございます。

4番、事業者選定及び貸付金額、営業日、営業時間、主な販売サービス★★は記載のとおり。

今後のスケジュールでございますが、4月上旬に入札を行い、6月上旬オープン予定でございます。

す。

私から以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長 それではよろしく御願いたします。

選挙管理委員会事務局の資料を御覧いただければと存じます。2ページでございます。

2月8日に執行いたしました第51回衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票状況について御報告するものであります。

項番1でお示ししておりますのは、小選挙区の投票率でございます。足立区全体で53.40%。前回、令和6年と比較しますと、プラス2.94ポイントとなっております。残念ながら、またしても23区では投票率は23位となっております。

3ページを御覧いただければと存じます。

項番2でお示しておりますのが、期日前投票所の利用状況についてでございます。投票した方の44.08%の方が期日前投票所で投票されているという結果が今回出ております。

課題点と今後の方針につきましては、記載のとおりです。詳細な資料につきましては、別紙1、2等でお示しをしておりますので、御覧いただければと存じます。よろしく御願いたします。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○土屋のりこ委員 まず、「あだち協創フロント」のところですが、AIエンジン等を活用した行政事務効率化支援ということですが、議会質問の答弁の素案をつくるということなのですが、今回で何割ぐらいの答弁をAIがつくったのかというあたりは、どうだったのでしょうか。

○政策経営課長 今回、全庁、全ての部が参加したわけではないのですが、参加した部においては、このシステム上で全て一度答弁案が吐き出されるというような仕様になってございますので、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なので、一旦はA Iが出したものは見ているという状況でございます。

- 土屋のりこ委員 そうなってくると、議会側もA Iで考えて、執行機関もA Iが答弁するというやり取りでは、どういう意味があるのか。どうでしょうか。
- 政策経営課長 あくまでも素案をつくるというような観点で見えております。A Iがつくったものがそのまま本会議答弁になるというわけではございませんで、それぞれ各所管課の思いとかというのが、その後の、素案に対して上乘せられて、修正されていくというようなところでございますので、そういった考えでございます。
- 土屋のりこ委員 答弁に関しては、私もChat GPTに聞いてみたのですが、「A Iは逃げ道を用意します」「A I答弁は雰囲気で作られています」というようなこととか、「A Iがつくっても、人間が了承した時点で責任が人間に発生します」というふうなことで、責任を引き受けるのが人間ということなのですが、議会側については、「A Iは住民ではありません」、当たり前です人間ではないですから、そういう住民の代表制としての議会側の意味があるというふうなことを言っていました。
- それを前提としてですけれども、議会質疑が空洞化する危険というのはなくなるということかと思うのですが、形式的な質疑に終始するとか、区の本音の部分が出ないとか、無難な答弁に逃げるとか、そういったやり取りにならないように、区としてはどのように工夫なり検討されているでしょうか。
- 政策経営課長 答弁の確定までには、全部長が集まる議会の答弁検討会というようなものも引き続き実施しております。
- あくまでも、先ほど申したとおり、A Iがまず

素案をつくるというところですので、そこから区の方向性ですとかそういったものの修正を掛けていくというのは正に区の職員がやっているところですので、A Iがつくったものに命を吹き込んでいくというのが区の職員の役割だろうというふうに考えております。

- 土屋のりこ委員 そうですね、そういう対話をする中で、議会側、区は執行機関側の現場なりを知っている熱量、そういったものがお互い対話することによって、どう判断をするのかということなどで深まっていくということなので、特に代表質問等の場合は予定調和的なところですが、こういった、予算特別委員会であったり委員会の場では、お互いがどうなのかというふうなことで、対話をしていくことにも大きな意味があるかと思えます。

特にA Iは判断しない文章をつくるというので、特に区の方でも、その答弁において、どう区は判断をするのかというところの判断、マルなのか、ペケなのか、三角なのかということと、その根拠、何が根拠なのか、マルなのかペケなのかの根拠は何なのかということ、1つ1つ明快な答弁を、特にこれから始まる予算特別委員会において明快に答弁をしていただきたいと思うのですが、これについての区の考えはいかがでしょうか。

- 政策経営課長 少し重なるところがあるのですが、あくまでもA Iは職員の業務をサポートするというような形です。A Iが前面に行って全てをやるというわけではございません。
- そういった考え方でありますので、予算特別委員会においても、そのようなきちんとした対応ができるのかなというふうに思っております。
- 土屋のりこ委員 是非よろしくお祈りします。
- それから、次に、選挙のところに関しても1つ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

お伺いしたいのですが、毎回というか言っている投票済証明書、今回は真っ白のもので、時間がなかったのだなというような、立会人の方ともお話しして、いや、ないのですよというふうなことだったのですけれども。

今後の、次回の区議選に向けてはどうなるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 今土屋委員御指摘のとおり、今回についてはとてもとても間に合う状況ではありませんでしたということでございます。

令和9年5月、区議会議員・区長選挙がございますので、そこに向けて、どのようなものがあるのか、選挙管理委員会の中でしっかり御議論いただいて前向きに進めていきたいと思っております。

○土屋のりこ委員 旧会派の予算要望の中でも、区議選・区長選に向けて検討するというか前向きにということでしたので、いいものができるように、投票証明書だけではなく、投票済証明書の方も是非お願いしたいと要望いたします。

最後になりますが、資産活用部の区有地等利活用基本方針の改定についてなのですけれども、本編の18ページのところで、★★ということで、区有地等の所在するエリアの将来像と適正施設配置の観点を基に最有効となる利活用を考えていくというふうに書かれているのですけれども、エリアデザインで挙がっている地域に関してはエリアの将来像というのが明確になっているかと思うのですが、そうではない地域、私が関心を持っているのは中央本町の所なのですけれども、そういったエリアデザイン以外の地域についてのエリアの将来像というのは、どこの部署でどう検討、把握されているのでしょうか。

○資産管理課長 基本的には全庁的に考えていくということになりますけれども、まず公共マネジメント、あとは、大規模な区有地であれば資産活用

担当課、そういったところが中心になって考えていくものと考えております。

○土屋のりこ委員 それは施設の在り方ということだけではなく、エリアの在り方ということではないでしょうか。

例えば中央本町であれば、どのような将来像を描いておられるのかということは今検討されているのでしょうか。

○副区長 エリアデザインの上に都市計画マスタープラン、区内全体の計画がございます。それに基づく様々な計画がございますので、それに沿った形で進めていく、ただ、エリアデザインの範囲には入っていないのは事実ですので、中央本町がこれからどういうまちを目指していくかということについての構想みたいなものは必要だと思います。

○土屋のりこ委員 今回、会派としての初の代表質問で、高橋委員が亀有地区はどうかということをお聞きしましたが、亀有はどうか、中央本町のこの辺りの中央エリアはどうかということ、どこがまず検討するのか、どういう検討状況なのかということも、今後は是非、報告等の中に入れていけばいいなということで求めて、質疑を終わります。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

○太田せいいち委員 私からも何点か。まず、「あだち協創フロント」について質問させていただきたいというふうに思います。私はこういった取組を非常に楽しみにしている1人でして、AIエージェントですとか政策ダッシュボードを使って、EBPMに基づく政策立案等の支援を行っていくということなのですけれども。

まず、AIエージェント若しくは政策ダッシュボード、こういったのはいわゆるツールであって、今後の区の職員の皆さんの仕事をサポートするツールだというふうに理解しておりますけれども、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

まず、その理解でよろしいでしょうか。

- 政策経営課長 正におっしゃるとおりです。政策ダッシュボードにおいては、区の職員が政策を考えるに当たっての基本的なデータの見方ですとか、そういったものを補助するというような、そういったツールであるというふうに考えております。
- 太田せいいち委員 では、そのツールであるということですので、しっかり使いこなせる環境の整備も必要になってくるかなというふうに思います。そういった意味では、インストラクターのような方ですとか、若しくはそういったところの教育とかを既に取り組んでいるもの、若しくは今後考えているものがあれば教えていただければと思います。
- 政策経営課長 今回の協創フロントにおけるGoogleと、特にNECとのものについては、正にこれから製品化されていくものになってきますので、その製品化の過程において、NEC側からその操作の説明ですとかそういったものを受けながら、実際に触った区の職員がレビューという形でNECに戻していったら、その製品をブラッシュアップしていくというような形になっていきますので、そのような形で職員としても操作性を覚えていくというような形になっていきます。
- 太田せいいち委員 ありがとうございます。当初はそういうシステムエンジニアというか、NECのような業者の方に入っていて、いつでも聞ける、相談できる環境があるかと思います。行く行くは事業化されていく中では、区の職員だけで回していくようなことも想定すると、将来的にはそういったところを、周りの職員のサポートをできるような人材の支援も必要になってくるかと思えます。まだ先の話だというふうには思いますが、その辺も視野に入れながら、今後の検討を進めていただければなというふうに思います。

それで、まずはこういったところが令和7年度初年度で、令和8年度以降については改めて協議を行うというような、個々の事例についてはそういった説明が幾つか出ていくかというふうに思うのですけれども、2年目以降、こういった事業を継続していく、その判断基準というか、こういった基準で考えていらっしゃるのか。若しくは2年目だけではなくて、3年目、4年目と継続する、その基準みたいなものがあれば教えていただければと思います。

- 政策経営課長 今回、NECと富士通との連携事業というような形で委員会報告をさせていただいております。それぞれは、令和7年度はおおむねこういった動きをしていく、令和8年度の動きというのはまたそれぞれ、NEC、富士通と協議していくというような形です。

今後、2年、3年先も見据えた動きという観点でいきますと、正に「あだち協創フロント」で区として挙げている課題、今現状、フリー型も含めますと10のテーマを挙げてございます。そういったところが正に区としての課題で、官民連携をしていきたい部分でございますので、このあたりを、例えばグーグル・クラウド・ジャパンと意見交換しながら次なるテーマを決めていくというような形で、またこのテーマも増えてきたりするのですけれども、そのような形で動いていくというような形でございます。

- 太田せいいち委員 ありがとうございます。

最後に、これについては今後の方針の中で、提案件数の少ない課題については今後具体化するなどしてアイデアの創出につながるよう努めるというふうにあります。この協創フロントという枠組みは、あくまで外部リソースで、官民連携で区の課題を解決していくということだというふうに思いますが。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

様々工夫していく中で、とはいえ区がやりたいことのアイディアが十分に出そろわなかった場合、外部リソースだけではなくて、内部でそういったアイデアを募るようなことも考えているのかどうか。今後の方針のところ、その辺の考え方を教えていただければと思います。

○政策経営課長 太田委員おっしゃったとおり、この課題を、官民の提案がなければそのままずっとほったらかしにしているというわけでは当然ございませんので、それぞれ各所管において、必要に応じて仕様を固めてというところも並行して必要だと思っております。

官民連携でできる部分、合っているところもあります。あと、テーマで、なかなか官民連携で御提案いただけない部分というのも、よしあし、向き不向きはあるのだろうというのは、やりながら見えてきている部分と、あと、書き込みの部分の粒度というか細かさというところも、それもまた我々が研究していかなくてはいけないというふうに思っております。このあたりが正に改善点かなというふうに思っております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。最初にも申し上げましたけれども、私はこういった取組が大きく区の施策を前進させる上で大切なポイントだというふうに思っていますので、期待して今後も見ていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目、公益活動げんき応援事業助成金の個人向けコースの設立について、簡単に何点か確認させていただきたいというふうに思います。

これは新しい事業ですので、当面、様子見というところはあるのかもしれないのですが、現状のコースに加えた追加コースという比較で見ると、助成回数が追加コースについては1回のみ、使途についても施設使用料と印刷等に限定という

ふうになっています。

特に使途、この辺を限定する意図はどういったものがあるのか教えていただけますでしょうか。

○SDGs・協創推進課長 こちら初めての実施ということもありまして、何でも使えるよというよりは、まず、あやセンターとかで利用されている方がよく費用として使っている項目を、まずは試しにちょっと充てさせていただいております。

○太田せいいち委員 では、1回という、この回数の方なんですけれども、例えば年度計画で年4回こういうことをやりたいといった場合、最初から4回分のコストが分かっているという場合でも、これは何かイベントの1回なのか、そういった事業計画をまとめて申請と捉えていただけるものなのかどうか、その辺の考え方を教えていただけますでしょうか。

○SDGs・協創推進課長 年間で3万円という中で収めていただくということになりますので、1年間で何回イベントをしても、お支払いする金額としては3万円以内ということになっております。

○太田せいいち委員 分かりました。これは助成の回数が1回だということで、イベントの回数ではないという理解でいいですね。それなら特に、クリアになりましたので大丈夫です。

最後、「たけのつカー&パーク」ですか、これもまあ楽しみにしてるのですが、1点、出店予定者の皆さんの中で、販売内容でアルコールの販売を想定されている事業者が何社かいらっしゃいます。全然それは、アルコールを出すことで活性化につながる部分もあると思いますので大丈夫だと思うのですが、一方で、目的の一つとして子どもの居場所というような観点も一部出たかというふうに思います。

アルコールを出すのに当たって、ルール化、時間ですとかゾーニングですとか、考えているもの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

があれば教えていただければと思います。

- SDGs・協創推進課長 当日のイベントのレイアウトとしまして、アルコールはアルコールでブースを固めております。子どもが当日遊べるスペースは遊べるスペースで、すみ分けはしております。
- 太田せいいち委員 ありがとうございます。ゾーニングでしっかり対応していただいているということですので、今後、使われている状況を見ながら、必要な対応が生じたときにはまた随時対応いただきたいなということで要望させていただきます。

以上です。

- 川村みこと委員 私からも、「たけのつカー&パーク」について伺います。

確認なのですが、これはホームページの開設などの予定はどのようになっておりますでしょうか。

- SDGs・協創推進課長 「たけのつカー&パーク」で単体のホームページというのはないのですが、足立区のホームページの中にページをつくらせていただいております。

- 川村みこと委員 しばらくの間、あやセンターぐるぐるのような独自のホームページを持つ予定はないという認識で合っておりますか。

- SDGs・協創推進課長 こちら直営のため、個別のホームページをちょっと今は作る予定はございません。区のホームページで情報発信をしていく予定です。

- 川村みこと委員 分かりました。

これ、4月1日以降、オンラインでの申請フォームでの相談などが受付されるようになってからは、区のホームページの中で内容をどんどんアップデートしていくというふうな、★★というか、追加していくというふうな認識ということですね。

- SDGs・協創推進課長 そうですね、ホームページでどんどん更新していくのと、追って、Instagramは「たけのつカー&パーク」個別でつくろうとは今予定しておりますので、そこで随時、情報発信していきたいと考えています。

- 川村みこと委員 分かりました。

イベントの情報は、どのような形でホームページに掲載していくのでしょうか。

- SDGs・協創推進課長 区のホームページでイベント情報をまとめているページがございますので、そこでも細かく更新して発信していきたいと考えています。

- 川村みこと委員 あやセンターぐるぐるの利用者からは、ちょっとイベントの情報が分かりづらいというふうな声があります。

現在、あやセンターぐるぐるはどのようなページになっているかという、あやセンターぐるぐるのホームページの中にイベント情報はあるのだけれども、それは施設主催のイベントになっていて、★★から始まるイベントについてはInstagramかSDGsの特設サイトの方でというふうな表示になっています。一方で、特設サイトの表示は分かりやすいのかという、そうでもないというか、ちょっと情報が出るタイミングが遅かったりとかいろいろあったりするというのと、Instagramについても、ストーリーズは流れてくるけれども、固定で表示されるのが遅れていたりすることもあって、なかなかちょっと情報を追い掛けるのが難しいというふうな状況もあります。

例えば、今日、あやセンターで足立区主催のイベントが夜にあるかと思うのですが、それについては、例えばあやセンターぐるぐるのホームページを見ても、足立区主催イベントがありますということしか書いてなくて、ではそれが

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

Instagramに載っているかという、それも載ってなくて、一体そのイベントが、イベントのカレンダーには載っているのだけれども、どんな状況なのかとか、誰でも来られるのかとか、申込みはもう締め切ってしまっているのかとか、その辺がなかなか分かりづらい状況になっているのです。それは、あやセンターについては別途是非アップデートしていただきたいというふうに思うのですが、「たけのつカー&パーク」についても、そういうことにならないように、最初から整理をしていったらいいのではないかなというふうに思っております。

Instagramも開設いただくということなので、そちらでの発信もいろいろな世代に発信していくという意味では重要だと思うのですが、どんな施設が運営開始されたのかなというふうに見たときに、やっぱりホームページを見る方もいらして、それが区のホームページであっても別に構わないと思うのですが、なかなかイベント情報がキャッチしにくいというふうになると足が遠のくというところもあるかもしれないので、今御答弁いただいたのは、区のイベント情報は全てがまとまっているところに載せていくということだと思うのですが、もうちょっと「たけのつカー&パーク」であるイベントが分かるような表示をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- SDGs・協創推進課長 報道広報課ともちょっと調整して、うまい形でできないか、まず検討してまいります。
- 川村みこと委員 分かりました。本当に最初の情報発信が重要だというふうに思っておりますので、是非、あやセンターのときの知見も生かして進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう1つ、選挙についてですけれども、ちょっと1つだけ確認で。今回、資料も含めて報告いただけてます。それで、投票率を見ると、投票率が高いエリアと低いエリアというのが、ずっと同じ状況が続いているなというふうに思っております。しかも、少しの差かというのではなく、かなりの差が開いているのですよ。それが本当に、ここ一、二回というわけではなくて、この資料にもありますとおり、本当に何回もこの状況が続いているというところがあります。

今後の方針の中では投票率の向上を目指していくということなのですが、エリアに特化してやっていくということも重要だと思うのですが、このエリアがなかなか難しいと感じている理由だとか、あと、今後どのように対応していくかというところ、その意気込みを聞かせていただきたいと思います。

- 選挙管理委員会事務局長 投票率が低い理由は様々あるのだと思っております。ただ、選挙管理委員会として対応を取れるとすれば、主権者教育といったらあれですけれども、選挙の啓発をその地域限定で深くやっていくですとか、そういったものについては検討する価値があると思っております。

また、期日前投票所との関係ですとか、そういったところも精査していく必要があると思っております。

- 川村みこと委員 分かりました。いろいろ理由があるというふうに、今選挙管理委員会事務局長からも答弁がありましたけれども、私も地域特性と言ったら一言なのですが、その先にいろいろ深い理由もあるのだろうなというふうに思っております。

是非このところの分析を進めていただいて、もちろん主権者教育をしていくのは大事なのです

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

けれども、そうではなくて、学生ではない世代についても、どうやったら忙しい中で行っていただけるかと、なぜこのエリアだけこんなふうに低いのかというのは分析を続けていただいて、全体的に投票率がアップして、23区最下位を脱出できるように是非取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望させていただいて終わりたいと思います。

○へんみ圭二委員 まず、指定管理者制度の改善の取組についてお伺いします。

この報告の中身というのは必要なことであろうかなというふうに感じるのですが、指定管理者制度の改善として本当に昔から問題になっているのは、応募してくるのが1社のみということが非常に多いということがあります。

この指定管理者制度、区全体としてどれぐらいの施設で取り入れていて、例えばこの直近で公募した際に1社しか応募がなかったというのはどれぐらいの割合なのか。細かい数字ではなくていいですから、教えていただきたいと思います。

○総務課長 特命・調査担当課長を兼務しておりますので、私から答弁させていただきます。

まず、区全体での指定管理者の施設の導入数は、全部で94施設になります。

申し訳ありません、そのうちの今の公募がどれぐらいかというのは、割合については今手元に数字を持っておりませんので、後ほど確認させていただきますと思います。

○へんみ圭二委員 細かい数字は後で教えていただければと思いますけれども、1社のみのお応募が多いということの認識は持っているのか、そして、競争性が担保されているという認識でいるのかというあたりはいかがですか。

○総務課長 申し訳ありません、今1社のみのお応募というのがどの程度というのが、今数字を持って

ないことと、私が今現在そういったものの分析等、これまでしてこなかった部分がありますので、ちょっと今、どういったことかというのはお答えが難しい状況でございます。申し訳ありません。

○へんみ圭二委員 応募が増えない要因というのはどういうことかということで、区としては認識されているのですか。

○総務部長 1社しか応募がないというのは、私も経験上、幾つかそのようなことがあったと認識しております。応募が増えないのは、やはり人手不足ですとか、事業者もそれほどいらっしやらないというようなこともあったりするかと思います。

また、区内でやっていればというところで、区内優先で進めてきたような背景も影響しているかと思えます。

○へんみ圭二委員 応募を増やすための取組として、昔から区内事業者を育成するのだということは言われてきておりますけれども、それがなかなか改善されていないという今の状況において、具体的にどのような改善策を取られてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○総務部長 区内事業者にこれまでもお声掛けをしているというところですが、広くお知らせをするですとか、あるいはほかの区でやっているところを学ぶというようなことをやってきた部分はあるかと思いますが、なかなか形にはなっていないところがあるかと思えます。

○へんみ圭二委員 他の自治体の取組を調べますと、例えば上越市ですと公募期間を2か月以上取って、しっかりと説明会も行うですとか、それから、ほかの自治体だと事前にサウンディング調査をして、より多くの事業者が手を挙げやすいような環境をつくるということを行っているのですが、そのような具体的な取組というのは、足立区としてはいかがですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○総務部長 具体的な取組としては、サウンディングは、確かに手応えがあるかどうか、事業者がいるかどうかというところを下調べするような、サウンディングというところまでいかないかもしれませんが、そのようなりサーチはたしかしていたかと思えます。

○地域のちから推進部長 先ほどから質疑を聞いていまして、私の方で、今年10施設公募しまして、1社というのが、たしか6施設だったかと思えます。そうならないようにということで、今回、積極的に区外の事業者に声を掛けたりとか、積極的に動いた部分もあったのですが、残念ながら今年については例年どおりの結果でした。

今へんみ委員の方からいろいろ御提案があったと思うのですが、まだまだ改善する余地はあるかなというふうに感じているところではございます。

○へんみ圭二委員 正しくの担当されているところはいつも同じ事業者の名前が出てきて、応募がない、そのまま決まっているという状況です。

ここは競争性をしっかりと担保した上でサービスを上げていくということを考えると、努力をされていないとは思いませんけれども、ただ、まだまだ努力は足りないですし、具体的に改善するための方策というのを、新年度に向かって是非つけていただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○地域のちから推進部長 へんみ委員おっしゃるように、我々も競争の中で事業者を選ばべきという認識には立っております。

もう少し我々もどうしたら増えるのかというのは検討させていただいて、来年もまた公募する施設がありますので、それに向けて取り組んでみたいというふうに考えております。

○へんみ圭二委員 全国の自治体で様々な取組が行われていますから、そういったものは本当に取り

入れられるものは積極的に取り入れていただいて、改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、コンビニエンスストアの設置についてお伺いをいたします。

コンビニエンスストア設置については、以前から様々な会派の方々も提案をされてきて、なかなかできなかったものが今回できるということで、私も平成30年の予算特別委員会で、1階のコンビニはどうなっているのかということをお聞きしたのですが、本庁舎の改修に数千万円掛かってしまうということ、それから、区民の皆さんにアンケートを取ってもニーズがなかったということがありました。

このあたりは、例えば今回設置するに当たって、本庁舎の改修に数千万円掛かってしまうということとはクリアされているということでよろしいですか。

○庁舎管理課長 今回、単独で、庁舎の改修とは別でございますけれども、コンビニエンスストアを本庁舎の1階に設置するというものになります。

○へんみ圭二委員 改修に当たって、以前質問したときには本庁舎では数千万円掛かってしまうというお話があったのですが、そこはもうクリアされているのかということですか。

○庁舎管理課長 申し訳ありませんでした。既にクリアしております。

設置につきましては、基本的な工事は行うのですけれども、ただ、それもインフラの部分のみということで、残りはコンビニ事業者の方で設置していただくということになります。

○副区長 従前、検討した通常の一般店舗のような大きさではなくて、最近、病院の中とかに小規模なコンビニを出すような傾向に、コンビニ会社も方針が変わってきたということで。低廉な予算で、改修も少ないような形での出店が可能になってき

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たということで、今回御提案をしているところ
でございます。

○へんみ圭二委員 分かりました。

ちなみに、それは今回だと幾らぐらいの金額に
なるのでしょうか。

○庁舎管理課長 まだコンビニエンスストアの事業
者が決まらない状況ではございますが、決まった
段階で、必要な電源ですとかそういったような最
低限のものだけは主管課の方でやらせていただき
ます。それ以外のものについては、基本的には床
も壁もそのままにしておきながら物を設置する
という、重機の設置程度のものの小規模さだとい
ふふうに認識しております。

○施設営繕部長 すみません、金額でございませ
んけれども、200万円以内で済むのではないかな
という見込みでございます。

○へんみ圭二委員 以前お聞きしたのに比べると
随分と安く設置できるということなので、それは非
常によかったなと思います。ただ、今回設置を予
定している場所というのが、以前は、私が通ると
お昼休みに太極拳をされている区の職員の方が
いたりとかしていたのですが、この場所は、例え
ば3月に「こころの健康フェスティバル」が行われ
ていて、その際に設置される予定の場所で民生委
員の方々のバザーが行われています。非常に多く
の区民の方々が朝早くから並んで、楽しみにされ
ているというような、もう何年も前から開催され
ているのですが、もちろん今回の3月は大丈夫だ
と思います。

ただ、6月ですよ、設置した後というのは、
そういったバザーの開催ができなくなってしまう
ということも考えると、そのあたりについては代
替は考えられているのか、それから、ほかで、バ
ザー以外でも使っているパターンというのは何か
ありますか。

○庁舎管理課長 バザーにつきましては、フェス
ティバルと一緒に開催されているという認識でござ
います。こちらにつきましては、来年度以降につ
いてはコンビニエンスストアになってしまうとい
うこともございますので、福祉管理課と連携しま
して、アトリウムの方にA、B、C、Dというブ
ロックがあるのですけれども、そちらの活用等工
夫しながら、ほかでできることを模索してい
きたいと考えております。

○へんみ圭二委員 バザー以外で使っていること
はないということですか。

○庁舎管理課長 バザー以外で使っているものとし
ましては、単独になりますけれども、職員の健康
診断の受付ですとか、そういったものと認識して
おりまして、年間を通じましても、ほぼそうい
ったような使い方ぐらいしかないというふうに思
っております。

○へんみ圭二委員 分かりました。バザーの開催
場所について、これ1つ提案なのですけれども、今
議会棟を使って譲渡会を行っていますから、是非
そこは議会側にも相談をいただいて、議会棟の1
階の部分を使ってバザーをやった方がいいのであ
れば、その方が区民の皆さんにとって広くバザ
ーに参加しやすいというところもあると思いま
すし、是非、議長にもしっかりと相談いただいた
中で検討いただければなと思います。

それから、最後に選挙についてなのですが、今
回選挙が急に決まったということで、しょうが
なかったのかなと思うのですが、「明るい選挙ポ
スターコンクール」が中止になってしまいました。
このあたりについては、選挙管理委員会の皆
さんの中でもいろいろな議論もあったと思いま
すが、やはり何かしらやってあげられなかつ
たのかなという思いがあります。

そこについては、いかがですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○選挙管理委員会事務局長 ポスターコンクールの表彰式については、選挙が決まった段階で選挙管理委員の皆様とも様々御議論いただいて、最終的に返さなくてはいけないタイミングがあったりですとか、準備に相当な時間が掛かるとか、いろいろな障害があって今回は断念しました。

ただ、これから返す学校もありますので、選挙管理委員の皆様も同行していただける所は同行していただいて、学校の中で表彰式をやっていただけないでしょうかというお願いをさせていただこうかとは思っております。

○へんみ圭二委員 分かりました。本当はみんなが集まって、そこで皆さんで選挙についてのディスカッションなどということができればなと思うのですが、今回の対応というのは致し方なかった部分があるのかなと思います。

ただ、1つ、これは議会にも中止になったという報告というのはいただいていたか。

○選挙管理委員会事務局長 申し訳ないです、ちょっとそのところは失念していたかもしれません。申し訳ありません。

○へんみ圭二委員 私たちの会派としては、このポスターコンクールについても今まで議会でも提案してきたことがありましたから、できる限り誰か行こうということで話をしていました。ただ、この日、少連協の60周年も重なっていたりとか、もちろん選挙中だということもあって、なかなか行けなかったのですが、後々、中止になっていたのだということで、多分御案内いただけてなかったのかなと思いますから、そのあたりもちょっと気を付けていただければと思います。

最後に、もう1つ提案なのですが、これも議会側と調整していただく必要はありますけれども、ポスターコンクールの表彰式も、例えば本会議場を使うとか、議会との連携をしてやっていただく

と、より身近に議会を感じていただけるということもありますし、そうした取組というのは選挙管理委員会としてはいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会の中で御議論いただければと思っております。

○はたの昭彦委員 すみません、簡単に何点かお聞きしたいと思います。

外国人との共生に関するPTにおける検討状況についてなのですが、外国人住民の増加ということですので、少子高齢化の中で外国人の労働者に頼らないとなかなか社会が回らないという一面もあるのかなと思うのです。先日、足立区内の建設関係の型枠大工の方とお話ししたときに、ベトナムの若い人を5人雇っていて、彼らがいなかったら仕事が回らないのだという話も聞きましたし、区内を歩いていると、建物の解体現場などは外国人だけで全部やっているみたいな現場も多くありますし、また、介護の現場などもフィリピンからの労働の方が来て介護の現場を支えているということですので、本当に外国人の方に大きな力を借りているというのが現状だと思うのです。

先日、本会議質問中で何か総量規制みたいな話が出ていましたし、今日の朝のニュースでも外国人の不法就労に対する通報制度なんていうようなことをやっていたのですけれども、そういうことがずっと報道されていると排外主義的な雰囲気がかんかん出てくるのだけれども、そういう人たちというのはごく一部の人たちだけであって、この間も梅島で中華料理店に入ったら、お店をやっているのが中国の方で、そうしたらお子さんが学校から帰ってきたのだけれども、区内の小学校の帽子をかぶって帰ってきているということですので、外国の方が日常的に足立区の中で社会に溶け込んでいるというのが今の景色のかなというふうと思うのです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そういう意味では、この取組の方向性の（３）の日本人と外国人の相互の交流というのは非常に大事だなというふうに思うのです。ただ、ここの取組の方向性ということであると、関連団体へのアプローチということがあるのだけれども、私、区政報告ニュースを自分で家の近所に配っていると、結構外国の名前の表札があって、中国とか韓国だけではなくて、アラブ系の名前があったりということであると、隣近所も私たちの生活圏の中でいっぱい外国の方がいてということであると、日常的な社会的なつながりというのが大事だと思うのです。団体だけではなくて。そういう意味では、うちの町会は以前外国の方が町会の役員をやっていたというのあったのですけれども、

そういう日常の中で外国人と触れ合って、隣人として付き合い合っていくというようなことを進めていかなければいけないというふうに思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○政策経営課長 正に、はたの委員おっしゃるとおりかと思っております。今現状、足立区においても外国人の人口の割合が６％を超えてきているというところでございます。

今回、区としての今後の取組の方針をまとめさせていただいたときには、やはり行政として何ができるかという視点が結構強いなというふうな認識を持ってございます。この中で、更に地域における多文化共生をより進めていくという観点、今後もより検討していくべきだろうということを考えておりますので、また、この多文化共生の推進計画を次年度つくっていくというのは、そういったフェーズもありますので、引き続きこのあたりは検討課題かなというふうに思っております。

○はたの昭彦委員 そういった意味では、ウクライナから避難している方が、都営住宅の中で自分たちのウクライナの料理を振る舞ってという、そこ

の住宅に住んでいる方との交流ということで以前報告を受けましたけれども、そういう日常的な近所付き合いというのかな、友人としての付き合いというのは非常に大事だと思うので、そういう橋渡しになるようなことを区がやっていただければありがたいかなというふうに思います。これは要望です。

次に、公益活動げんき応援事業の審査の窓口になるというような、「たけのつカー&パーク」のところでというような報告があるのですけれども、具体的には、これ、区の職員がやるのか、それともNPOの方が窓口としてやるのか、どちらでしょうか。

○SDGs・協創推進課長 「たけのつカー&パーク」は直営ですので、区の職員がやります。

○はたの昭彦委員 分かりました。ちょっと確認したかったので、ありがとうございます。

最後に、指定管理者制度の改善の取組中の、主な課題の中のナンバーツリーのところに、指定管理者制度を導入する目的が不明確であるということが出ているのですけれども。

そもそも指定管理者制度の導入というのは、区が実施するよりも経費が安くなるとか、サービスが向上するというのが導入する目的だと思うのですが、それ以外に何かあるからこういうふうな★★になっているのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○総務課長 この部分については、目的が不明確という点は、業務範囲とか仕様の確定範囲が一部曖昧になっているのが見受けられる、例えばそれが委託であるべきなのか指定管理でやはりあるべきなのかというようなところの検討ということも含めてなのではございますけれども、そういったところで、改めて指定管理者であるべき目的ということをきちんと定めたりというようなことの整理という

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ようなところでのリスクの提起でございます。

○はたの昭彦委員 ただ、基本的には指定管理者制度の導入というのは、経費の削減とかサービスの向上につながるというところですね。

○総務課長 はたの委員おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 ありがとうございます。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑はございますか。

○岡安たかし委員 指定管理の件で簡単に何点かだけなのですが、指定管理に関しては、直営か業務委託か指定管理かというところでは、なかなか何がいいのかというのは区民は見えづらいというか、また、実際にそれが直営、委託、指定管理になっても、区民から見れば全部区がやるといって、ほとんどの方ですよ、中にはちゃんと理解してる人もいますけれども、そういうふうにはしか見えないので、内容に関しては、10ページの2番制度改善の(1)の指定管理職員の意識や行動へのフォローアップとありますけれども、本当にしっかりと、指定管理で働いている職員の皆さんの様々なスキルアップや法律への制度も含めたそういう理解とかもしっかりしていただきたいなと思いますし、その支援をお願いしたいと思うのです。

同じ10ページに書いてある、(2)の表の2番に書いてある、指定管理者制度を導入する目的が不明確であると、区の課題、本当にこれもいろいろな議会での報告を聞いて、これが指定管理であった方が本当にいいのかどうかというのはいろいろ説明はあるけれども、100%納得できない部分もある。いいのだらうなぐらいで済ましちゃう部分も、恐らく多くの議員もあると思うので、なぜこれが本当に指定管理がよかったのか、また、その検証の中で、やはりこれは直営より、委託より、これがよかったのですよというのが分

かるような、今後ともそういうのをお願いしたいと思うのですが、これ要望みたいになっちゃうのですが、一応、その点について。

○総務課長 岡安委員おっしゃるとおり、そういった点で、指定管理がやはり最善であるとか、そういったところも含めて改めて目的を整理するというので、改めて取り組んでまいりたいと思います。

○岡安たかし委員 それで、コンビニなのですが、これ、まず外看板はどうなるのでしょうか。

○庁舎管理課長 看板につきましては、庁舎の外部では非常に難しいところはございますが、アトリウムに入ったところの中で誘導できるような表示、看板は可能かというふうに考えてございます。

○岡安たかし委員 これは、入札は、あくまでも賃料の入札ということでもいいのですね。

○庁舎管理課長 岡安委員おっしゃるとおりでございます。

○岡安たかし委員 ここに書いてあるとおり、全館閉館日もあります、それから、朝の8時から夕方6時で終わっちゃう、延長可能とはなってますけれども、事業者が決定するにしても土・日曜も場合によっては営業しない場合もあるということを考えて、外看板が出てない、あくまでも中に入った人が利用する、中に入って「あそこにコンビニがあるよ」という、だんだんだんだん認知が広がっていくのしょうけれども、7年後と最初の1年では全然違うと思うのですが、当初はあまり区民は、そこにコンビニがあるというのはなかなか分からないだろうなという、看板がないと、外の方に。そうすると、結構閉まっている時間とか営業時間を考えると、賃料設定というのは難しいなと思うのですが、

利益がどれだけ出せるかにもよるのですが、この辺の想定というのはどういうふうに、普通に賃

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

貸料で、これぐらいの営業時間で、これぐらいという感じで出してるのですかね。

○庁舎管理課長 事業者複数からヒアリングを行いまして、最低限の時間帯をコアの、必須という時間帯にさせていただきました。それ以外については、行える事業者と行えない事業者等々ございますので、その辺は、任意というふうにさせていただきます。

全ては来庁者と職員の利便性向上を目的としたものでございますので、よろしく願いいたします。

○岡安たかし委員 ちょっと細かいのですが、この写真3のところにある、3ページのストックヤードというのは、これは何に利用するのですか、ここは。

○庁舎管理課長 何分狭小な場所での運営ということになりますので、安定的な商品の提供等考慮しまして、そういったようなところを外部に設けられるような配慮をさせていただいているところでございます。

○岡安たかし委員 普通のコンビニでも外の駐車場に何かあるかなど考えると、ごみ箱ぐらいしかなかったかなどか思ったりいろいろするのですが、そこに何か置けるなら、それはそれでスペースとして有効利用はできるのでしょうかけれども、なにせ離れてますからね、何だろうなと思っちゃうのですが。

当初は、先ほどもお話があったとおり、いろいろな議員からこういう要望というのが出た中で、結構私も、当時米山さんという議員がいらっしゃって、最初の頃に米山議員と私がちょっとこういう提案をした記憶があるのです。ただ、そのときは、議会棟に向かって左側のギャラリースペースというのでしょうか、あそこ、定期的に演奏をやっている場所がありますよね。あそこで要望した

ような気がして、最初のうちは否定的でもなかったのです。これ、できるのではないかと思ってたら、そのうち、かなりしぼんでしまって、そうこうしてるうちに数年後にまた話が出てきたときには、やれ2階だとか地下だとかという話になって、いや1階ではないと不便でしょうということで、また私も水面下で、やっぱり探るなら1階でしょうなんて言ってたのですけれども、最終的にこういう希望が出てきたのは本当にありがたいと思うのですけれども、思ったよりもスペースは小さくなっちゃうのかなと、キオスクのちょっと大きめという感じなのですかね。置く物、販売する物によって小さくても便利なものは便利だとは思っているのですが、先ほど来あったとおり、それによってつぶされるものというのも当然あります。

ここを使っていたとか、あそこはデッドスペースが今生じている議会棟ですとか、更なる2階の部分ですとか、結構その時々でいろいろな活用されているのですが、常時デッドスペースになっている所というのは少ないかもしれないのですが、うまく利用してもらえないかなど思っております。

ここに関しての安全面に関しては、基本的にはやっぱりそこにコンビニがあるかながらうが、夜8時までですか、開いているし、午前8時からということで、そこで安全面、コンビニであればお金ということで、強盗なんかもあるわけですが、その点は事業者もよく考えているとは思いますが、何かそういうやり取りというのはあったのですか。

○庁舎管理課長 おっしゃるとおり、様々な、コンビニエンストアとも打合せを重ねてまいりました。非常に今回、狭小敷地でもできるという、昨今の経営方針の違いからかなうようになってきたわけですが、警備につきましては、当然コ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

コンビニエンス側からも、無人のコンビニ等ある中で、有人を必ず付けたいということと、我々の警備も含めてタッグを組んでやっていきたいというふうに考えてございます。

○伊藤のぶゆき委員 私は1点だけ、この間衆議院選挙があって、急な選挙でばたばたしたと思うのですが、入場券が多分手元に届くのが大分遅れたと思いますけれども、区としてその影響ほどの程度あったと思っていますか。

○選挙管理委員会事務局長 まず、入場整理券が遅くなってしまったことについては、大変申し訳なく思っております。

期日前投票所の報告資料をお付けしてるのですが、やはり入場整理券が届いてから、天気予報も相まってというところではありますが、来場者が入場整理券が届いたところを境に増えておりますので、一番大きいのは、やはり期日前投票所に行くのに、手元になくて行くのをためらった方がたくさんいらっしゃるのだろうなというのは今回分かっていますので、そこについては、なるべく早くお届けできるように努力をしていきたいと思っております。

○伊藤のぶゆき委員 入場券が遅れたことは、もうしょうがないと思いますので、それを責めたいわけではなくて、投票率が23区で一番低いということで、投票率が高いところというのはどこなのかと調べてみると、比較的、今何とか県民人口の少ないところが多いのですが、その中の条件とかで見ていると、地域コミュニティの結び付きが強いとか、高齢者の割合が多いとかと書いているのですよ。高齢者の割合が多いことを考えれば、本来であれば23区で一番高いのは足立区であるべきだと思うのですが。

投票所の投票のデータを見ていて、何か同じような所が大体上位で、同じような所が大体低いで

はないですか。これというのは、多分選挙に行く人は行くのですよ。多分行かない人はずっと行かないから、ずっとこの上下関係は変わらない。行く人いかに興味を持ってもらわなくてはいけないかという中で、よくあるじゃないですか、投票券、投票したというのを持ってきてもらえれば、ソフトドリンクが1杯無料になりますよみたいな、あるので、そういったものを政策の中で、例えば足立区が今後守っていかなければいけない、例えば浴場組合で銭湯に行ってもらいたいとか、バスに乗ってもらいたいとか、要するに、やってもらいたいけれどもなかなかうまくいかない政策みたいなものに対して、何かそれと結び付けた政策というのを例えばできないのですかね。

例えば、今の話で、行ってもらえれば近くの銭湯でお風呂に入れますよとか、バスに乗れますよではないですが、何かそういったものをうまく、具体的なものは出てこないのですけれども、行政が悩んでいるものと選挙を、もう少し結び付けることというのはできないのですか。

○選挙管理委員会事務局長 総称して選挙制と言われるものになっていますけれども、足立区内でも一部の地域、何か所かの投票場は、当日投票済証が足りないから持ってきてという話が出るくらいに投票済証を求める方がたくさんいらっしゃるの、何かしらの選挙制をやっているのだろうとは思っています。

ただ、総務省からも意見が出されていますけれども、選挙はあくまでも選挙として行くべきものだ、そういう選挙制を求めるがために選挙に行くものではないということになっておりますので、区としても、選挙管理委員会としても、選挙制を積極的に進めるという立場ではなく、地域の方がやることは妨げませんけれども、選挙までについてはきちんとし、選挙の本来のあるべき姿という

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ところの議論が必要かと思っております。

○伊藤のぶゆき委員 分かりました、なかなか難しいことがあるのでしょうかけれども、大切なのは本当は癖付けだと思うので、1回でも2回でも選挙に行けば、選挙に行こうという発想になるのではないですか。

最後にしますけれども、質問したように、こういった場所を見ると、何か比較的広い地域の投票所が低いのかなど。私もそうですけれども、期日前、事前投票は近くで入れられるけれども、その日に投票日に行こうとなると、うちも遠いのですよ、若干ですけれども。近くに学校があるのに、向こうの学校まで行かなくてはいけないというけれども、少し心が折れそうになるときがやっぱりあるのですよ。多分そういう人は多いと思うので。

前に言っていましたけれども、要するに投票日でもどこでも投票ができるシステム、あれから検討はどうなっていますか、最後に。

○選挙管理委員会事務局長 実は、今回の選挙でも、入場整理券が遅れた理由の1つとして、システムの標準化というものがあって、印刷会社に蹴られて、なかなか受けていただけないというところがありまして、システムの的にも非常に不安定で、23区の中でも選挙当日にシステムの運用がうまくいかなくてという報告も上がってきております。

我々としたしましては、共通投票所、伊藤委員御発言のとおり、当日行ってもどこでもできるというのが一番望ましいと思っております。いつかはやりたいと思っておりますが、今回の衆議院選挙についてもいろいろ障害が出ておりますので、その影響具合ですとか改善状況を見極めながら、積極的に進めていきたいと思っております。

○伊藤のぶゆき委員 引き続き、研究をよろしくお願いたします。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、その他を議題といたします。

何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 以上で、総務委員会を終了いたします。

午後2時23分閉会

速報版